

知名町

障害者計画及び第4期障害福祉計画



平成 27 年 3 月

鹿児島県 知名町

目次

第1章 策定の背景・趣旨

| | |
|------------------------|---|
| 1. 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2. 障がい者に関する制度等の変遷..... | 1 |
| 3. 国の基本方針のポイント..... | 3 |
| 4. 計画の位置づけと役割..... | 4 |
| 5. 計画期間..... | 5 |
| 6. 策定体制..... | 6 |
| 7. 推進体制..... | 7 |

第2章 知名町における障がい者の状況

| | |
|-------------------|----|
| 1. 人口の推移..... | 8 |
| 2. 障がい者数の推移..... | 8 |
| 3. アンケート調査結果..... | 12 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|--------------|----|
| 1. 基本理念..... | 24 |
| 2. 施策体系..... | 25 |

第4章 障害者計画

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 生活支援..... | 26 |
| 2. 保健・医療..... | 29 |
| 3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等..... | 31 |
| 4. 雇用・就業、経済的自立の支援..... | 33 |
| 5. 差別の解消及び権利擁護の推進..... | 35 |
| 6. 生活環境..... | 37 |
| 7. 情報・コミュニケーション支援..... | 39 |

第5章 第4期障害福祉計画

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 国の基本指針..... | 45 |
| 2. 第4期計画の目標値と実績..... | 46 |
| 3. 障がい福祉サービスの見込みと確保策..... | 48 |
| 4. 地域生活支援事業の見込みと確保策..... | 59 |
| 5. 障害児支援..... | 64 |

参考資料

| | |
|----------------------|----|
| 1. 国の基本指針..... | 67 |
| 2. 第4期計画の目標値と実績..... | 68 |

第 1 章 策定の背景・趣旨

1 計画策定の趣旨

本町では、平成19年3月に「障害者計画」と「障害福祉計画」とを一体的な計画として策定を行いました。平成23年度には、平成24～26年度を計画期間とする新たな「障害者計画」と「障害福祉計画」を策定し、これに基づき、障がい福祉関連施策を推進してきました。

平成26年度で計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証するとともに、国の「障害者基本計画」や「基本指針」を踏まえ、障害福祉サービス等の具体的な数値目標を設定し、その提供体制の確保に向け策定するものです。

2 障がい者に関する制度等の変遷

(1) 「支援費制度」導入（平成15年度）

障がい保健福祉施策として「支援費制度」が導入。福祉サービスの利用が措置制度から契約制度に転換され、利用者の自己決定と自己選択を重視する利用者本位のサービスを提供するための基礎が整備されました。

(2) 「障害者基本法」改正（平成16年6月）

障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれるとともに、地方自治体の障害者計画の策定について、努力義務から義務規定に改められました。

(3) 「発達障害者支援法」施行（平成17年4月）

「発達障害者支援法」が施行され、発達障がい者への支援が法的に明確化されました。国および地方公共団体の責務であることが明確に示されました。

(4) 「障害者自立支援法」施行（平成18年4月）

「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の3つの障がい福祉サービスの一元化と福祉施設・事業体系の再編、就労支援の強化、施設入所者などの地域生活への移行、安定的な財源を確保するための利用者負担の見直しなど、障がいに対する支援施策が大きく改革されました。

(5) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
(平成18年12月)

「高齢者、障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の構築の促進に関する法律」(ハートビル法)と「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)の一本化が図られました。

(6) 「障害者自立支援法」改正(平成22年12月)

利用者負担の応益負担から応能負担への改正や、相談支援体制の強化、障がい児支援の強化などが図られました。(一部は平成23年10月、平成24年4月施行)

(7) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定
(平成22年12月)

家庭や福祉施設、職場での虐待の発見者に法律上の通報義務が必要となりました。
(平成24年10月施行)

(8) 「障害者基本法の一部を改正する法律」施行(平成23年8月)

目的規定や障がい者の定義の見直し、社会の障壁を取り除くための配慮を行政などに求める内容が盛り込まれました。

(9) 「障害者総合支援法」制定

難病患者等が障がい福祉サービス等の対象に新たに追加され、地域生活支援事業に障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等が追加されました。

(平成25年4月施行)

「共同生活介護(ケアホーム)」と「共同生活援助(グループホーム)」の統合や、「地域移行支援」の対象者が、「施設に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者」から「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」へと拡大されました。

(平成26年4月施行)

3 国の基本方針のポイント

(1) 国の「障害者基本計画（第3次）」のポイント

国は、「障害者基本法」に基づき、平成25年9月、平成25年度から平成29年度までの5年間の障がい者施策の基本的方向について定めた「障害者基本計画（第3次）」を策定しています。本計画においても、国の基本的な考え方や新規施策を踏まえ、計画策定を行います。

- ① 障がい者施策の基本原則等の見直し
 - 障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し
(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)
 - 施策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重を明記
- ② 計画期間の見直し
 - 制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し
- ③ 施策分野の新設
 - 障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設
 - ・安全・安心（防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等）
 - ・差別の解消及び^{*}権利擁護の推進
(障がい者を理由とする差別の解消の推進、障がい者虐待の防止等)
 - ・行政サービス等における配慮（選挙等及び司法手続等における配慮等）

(2) 「第4期障害福祉計画」策定に係る国の基本指針のポイント

国の第4期障害福祉計画の基本指針におけるポイントは次のとおりです。本計画の障がい福祉計画に係る部分は、国の基本方針に沿って計画策定を行います。

- ①計画の作成プロセス等に関する事項（PDCAサイクルのプロセス）
- ②成果目標に関する事項
 - 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
 - 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
 - 地域生活支援拠点等の整備（新規）
 - 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）
- ③その他の事項
 - 障がい児支援体制の整備
 - 計画相談の連携強化、研修、虐待防止等

4 計画の位置づけと役割

(1) 法的な位置づけ

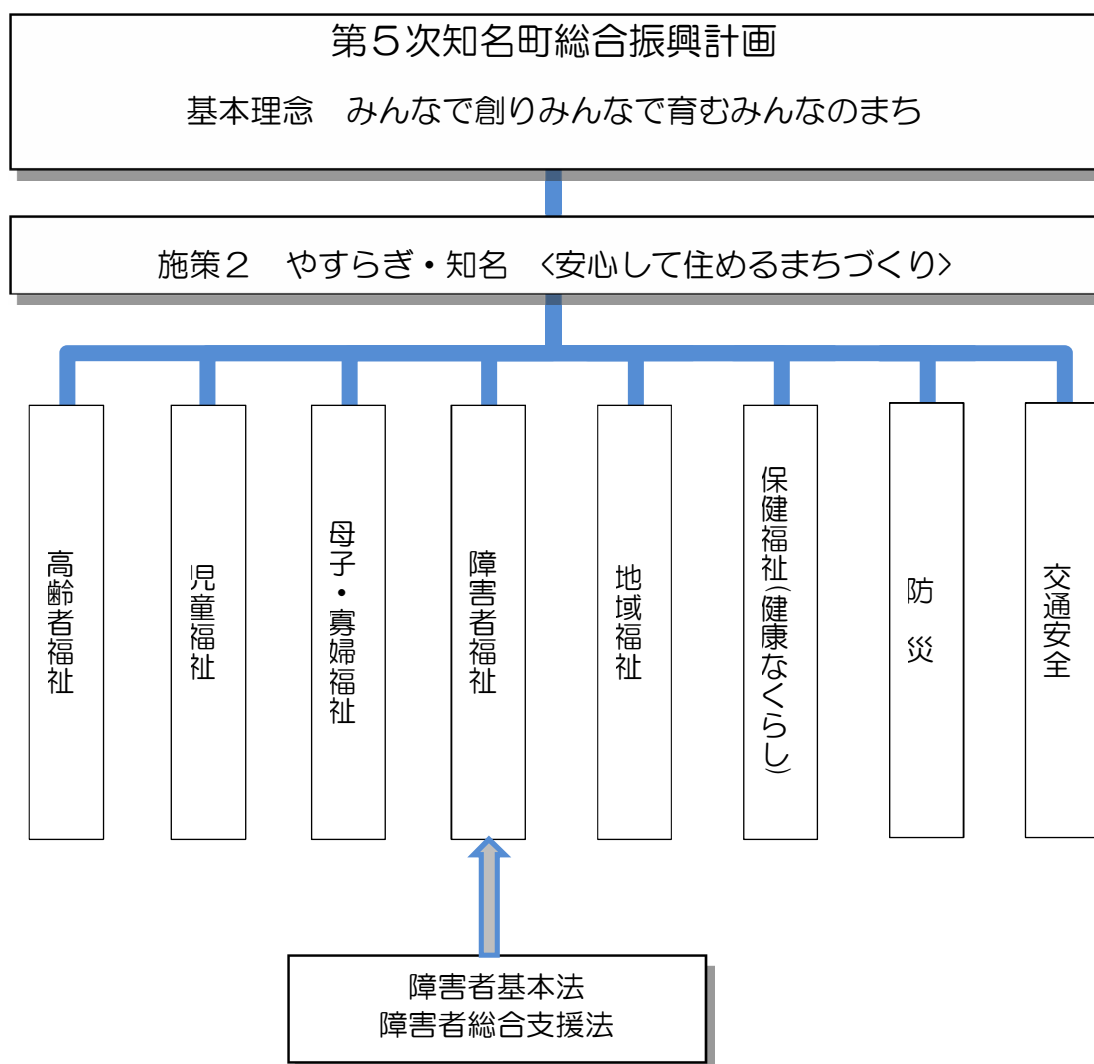
障害者計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、本町の障がい者施策の基本となるものです。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、生活支援に関する施策について具体的な目標数値を盛り込んだ実施計画的な役割の計画になります。

(2) 関連計画との位置づけ

本町の最上位計画である「第5次知名町総合振興計画」（計画期間：平成22～31年度）における障害福祉分野の部門別計画として位置づけられます。

また、保健福祉分野の各計画と整合・調整を図りながら策定しています。



6 策定体制

本計画の策定において、障害者福祉関係団体や学識経験者等で構成する障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会を開催し、本計画素案などの検討、審議を行いました。

また、平成26年11月に障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）や事業所等を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

さらには、本計画素案について、町民意見の募集（パブリックコメント）を実施し、広く町民の声を本計画に反映しました。

（1）策定委員会

知名町障害者計画及び第4期障害福祉計画策定委員会

| | |
|-----------------------|--|
| 第1回委員会 平成26年10月28日 | ①計画の概要について ②障がい者の現状について ③アンケート調査票について ④スケジュールについて |
| 第2回委員会 平成27年2月27日 | ①計画素案について |

（2）アンケート調査

① 調査時期・調査方法

平成26年11月に郵送による発送・回収にて実施

② 調査対象

本町に居住する「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の各保持者

③ 回収状況

| 区分 | 身体障がい者 | 知的障がい者 | 精神障がい者 |
|------|----------------|-------------|----------------|
| 抽出方法 | 身体障害者手帳保持者から抽出 | 療育手帳保持者から抽出 | 精神障害者保健福祉手帳保持者 |
| 調査件数 | 441名 | 39名 | 36名 |
| 回収件数 | 190名 | 19名 | 24名 |
| 回収率 | 43.1% | 48.7% | 66.7% |

(3) 事業所意向調査

障がい福祉に関する意見や事業の方向性、問題点・課題を把握するため、本町が支給決定を行っている障害福祉サービスの利用者が利用している事業所に対し、意向調査を実施しました。

(4) パブリックコメント

計画策定において、住民のニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、平成27年3月に計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

7 推進体制

(1) 計画の推進体制と進行管理

計画の推進・進行管理にあたって、障がい者施策が保健・福祉・医療・教育・まちづくり・防災など広範囲にわたることから、関係課が連携を図りながら総合的に取り組むとともに、障がい者本人・団体、保健・医療・教育・福祉等の関係者で構成される策定委員会において、地域ネットワークの構築、社会資源の開発など地域で支えるシステムづくりに取り組み、計画の推進を図ります。

(2) 点検・評価

計画の達成状況や施策の効果を検証するために、PDCAサイクルを用い、各年度において、この計画の推進にかかわるサービスの提供量等の実績をとりまとめるとともに、関係各課で行う事務事業評価を活用し、点検・評価を行います。

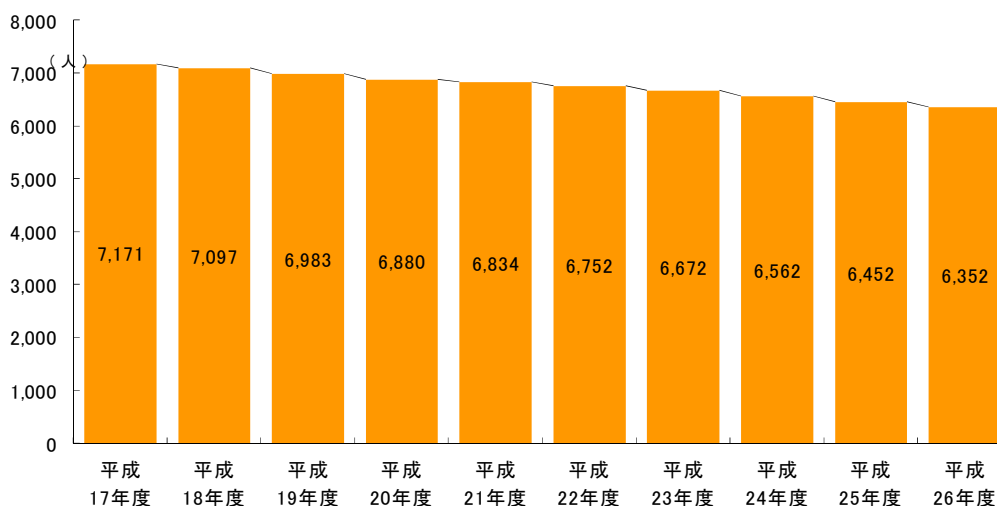


第2章 知名町における障がい者の状況

1 人口の推移

本町の人口の推移をみると、減少傾向にあり、平成 26 年度で 6,352 人となっています。

総人口の推移

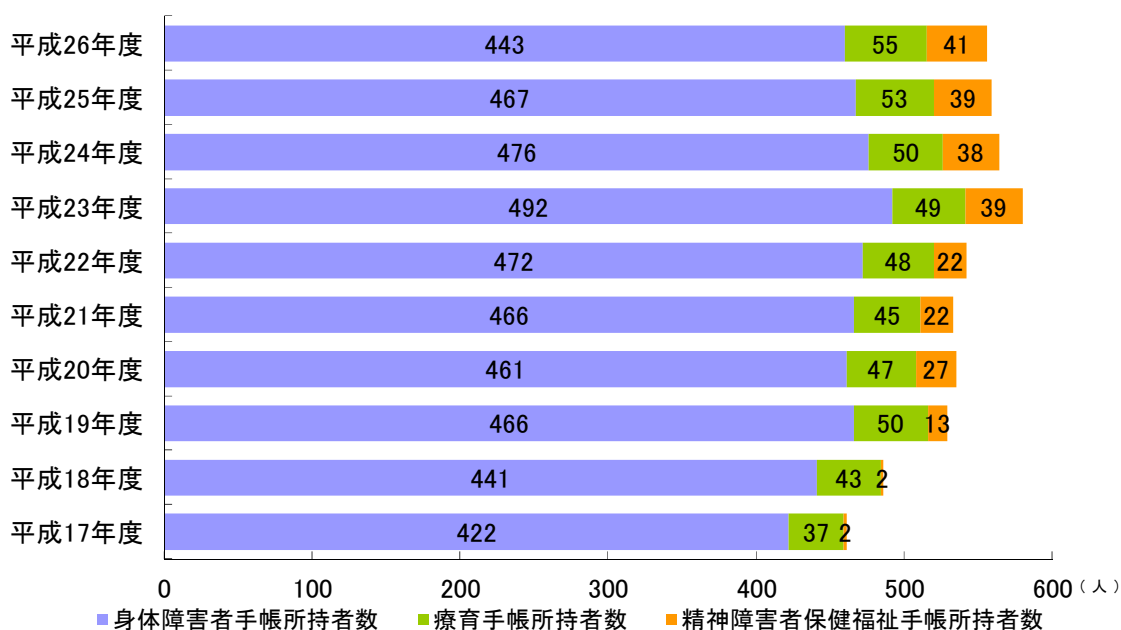


2 障がい者数の推移

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本町における障害者手帳所持者数は、近年横ばい傾向にあり、平成 26 年度現在、身体障害者手帳所持者数 443 人、療育手帳所持者数 55 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 41 人の計 539 人となっています。

障害者手帳保有者数の推移



(2) 身体障がい者人口の推移（障害種別・等級別）

本町の身体障害者手帳所持者数は、増加傾向にありましたが、平成24年度より減少傾向になってきています。

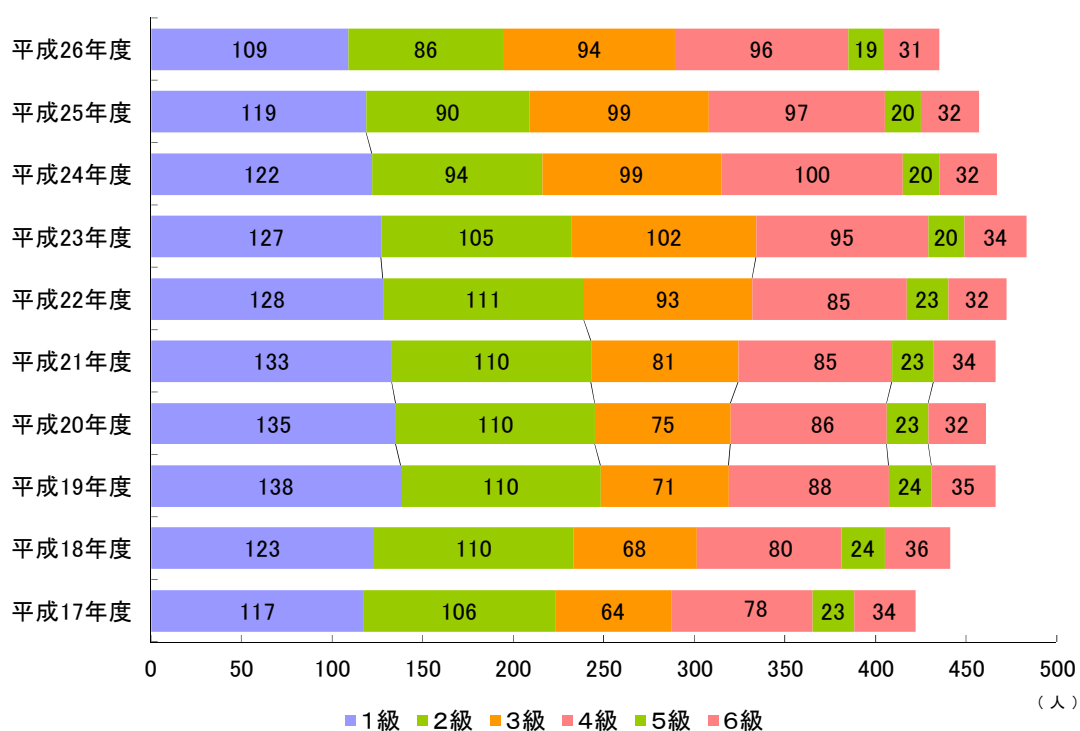
平成26年度現在で443人、そのうち約半数が肢体不自由となっています。等級別にみると、「1級」の占める割合が最も多くなっています。また、「3級」の占める割合も年々大きくなっています。

(障害種別 身体障害者手帳所持者数)

(単位：人)

| | 平成 17年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 合 計 | 422 | 441 | 466 | 461 | 466 | 472 | 492 | 476 | 467 | 443 |
| 視覚障がい | 50 | 48 | 50 | 45 | 44 | 41 | 46 | 43 | 40 | 40 |
| 聴覚障がい | 54 | 61 | 62 | 58 | 57 | 56 | 73 | 69 | 66 | 52 |
| 言語機能障 がい | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| 肢体不自由 | 220 | 226 | 240 | 244 | 242 | 250 | 237 | 227 | 228 | 226 |
| 内部障がい | 95 | 103 | 111 | 111 | 120 | 123 | 135 | 136 | 130 | 120 |

等級別 身体障害者手帳所持者数の推移



(3) 知的障がい者人口の推移（等級別）

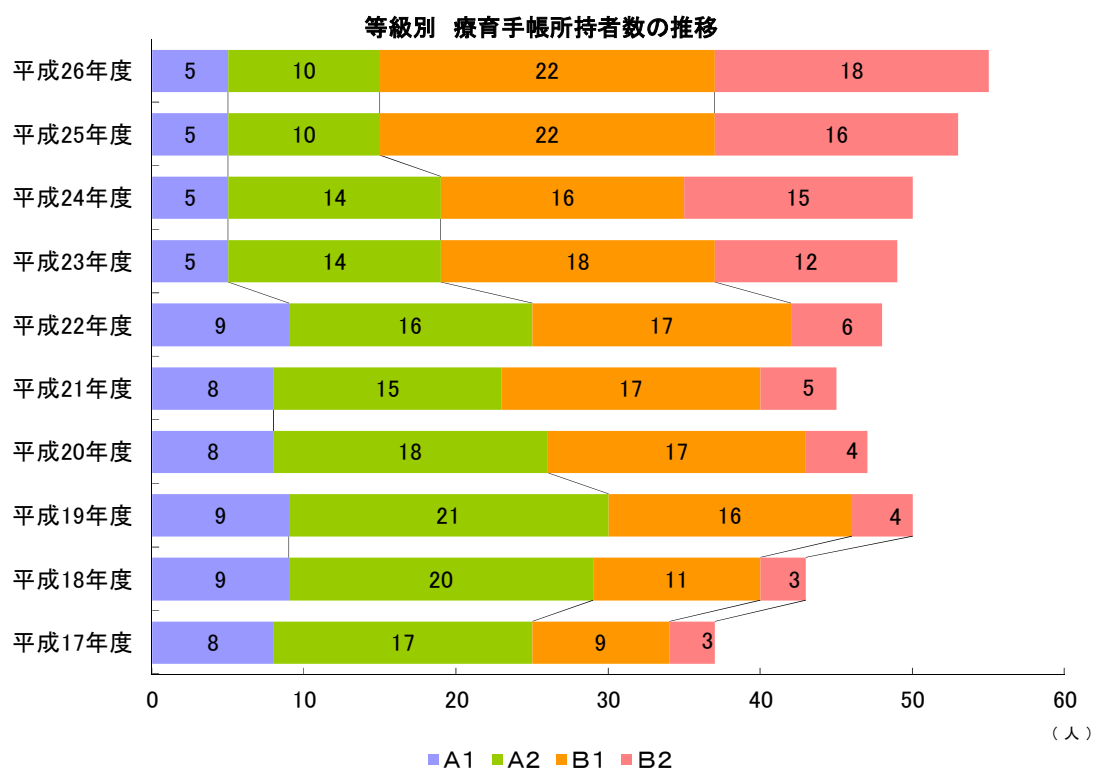
本町の療育手帳所持者数は、平成26年度現在で55人、うち約A1が5人、A2が10人、B1が22人、B2が18人となっています。

等級別の推移をみると、B1、B2は増加傾向で推移しています。

(等級別 療育手帳所持者数)

(単位：人)

| | 平成 17年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 合 計 | 37 | 43 | 50 | 47 | 45 | 48 | 49 | 50 | 53 | 55 |
| A1 | 8 | 9 | 9 | 8 | 8 | 9 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| A2 | 17 | 20 | 21 | 18 | 15 | 16 | 14 | 14 | 10 | 10 |
| B1 | 9 | 11 | 16 | 17 | 17 | 17 | 18 | 16 | 22 | 22 |
| B2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 | 6 | 12 | 15 | 16 | 18 |



(4) 精神障がい者人口の推移（等級別）

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度現在で41人、うち1級が4人、2級が29人、3級が8人となっており、2級が大きな割合を占めています。

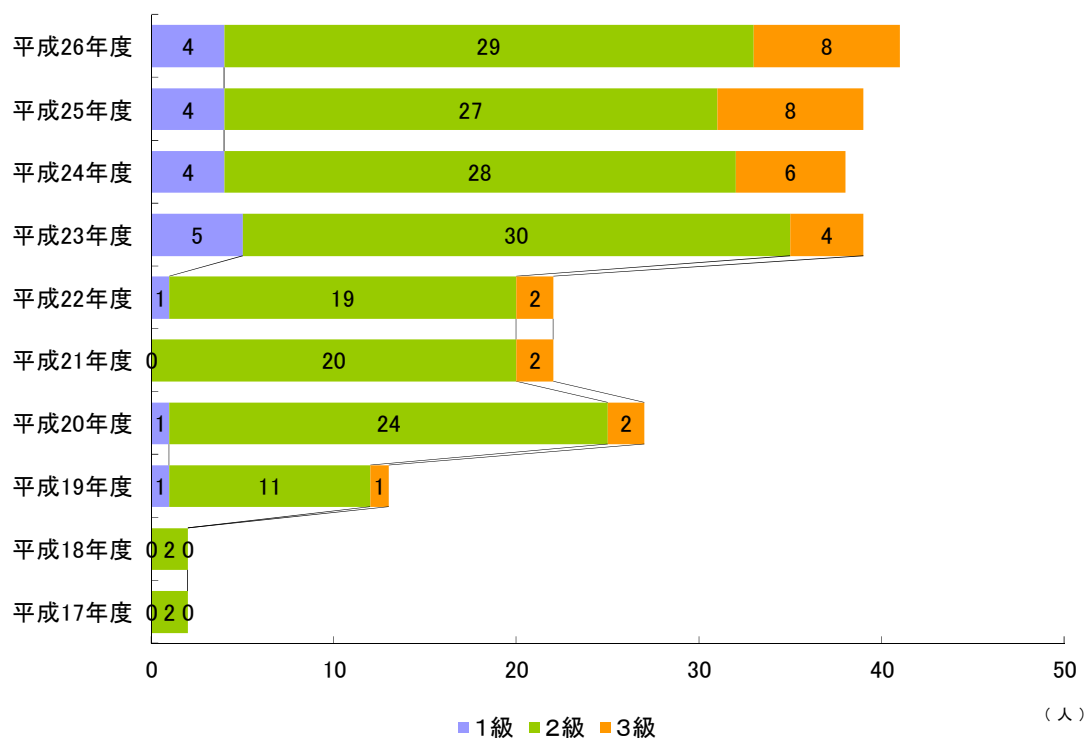
等級別の推移をみると、2級の手帳所持者数が増加傾向となっています。

(等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数)

(単位：人)

| | 平成 17年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 平成 24年度 | 平成 25年度 | 平成 26年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 合 計 | 2 | 2 | 13 | 27 | 22 | 22 | 39 | 38 | 39 | 41 |
| 1 級 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| 2 級 | 2 | 2 | 11 | 24 | 20 | 19 | 30 | 28 | 27 | 29 |
| 3 級 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 4 | 6 | 8 | 8 |

等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

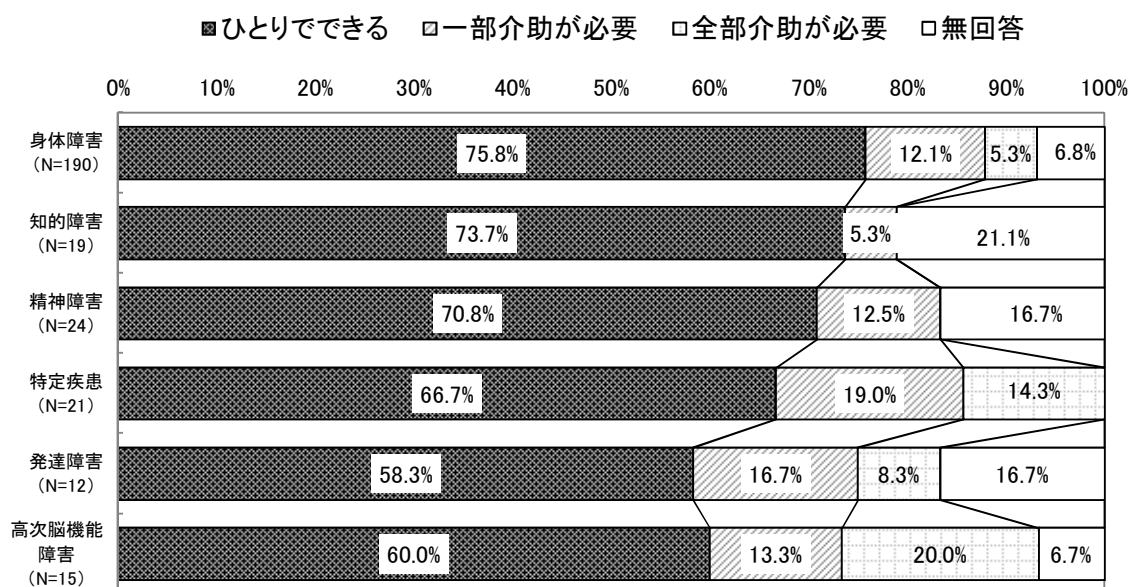


3 アンケート調査結果

(1) 日常生活動作

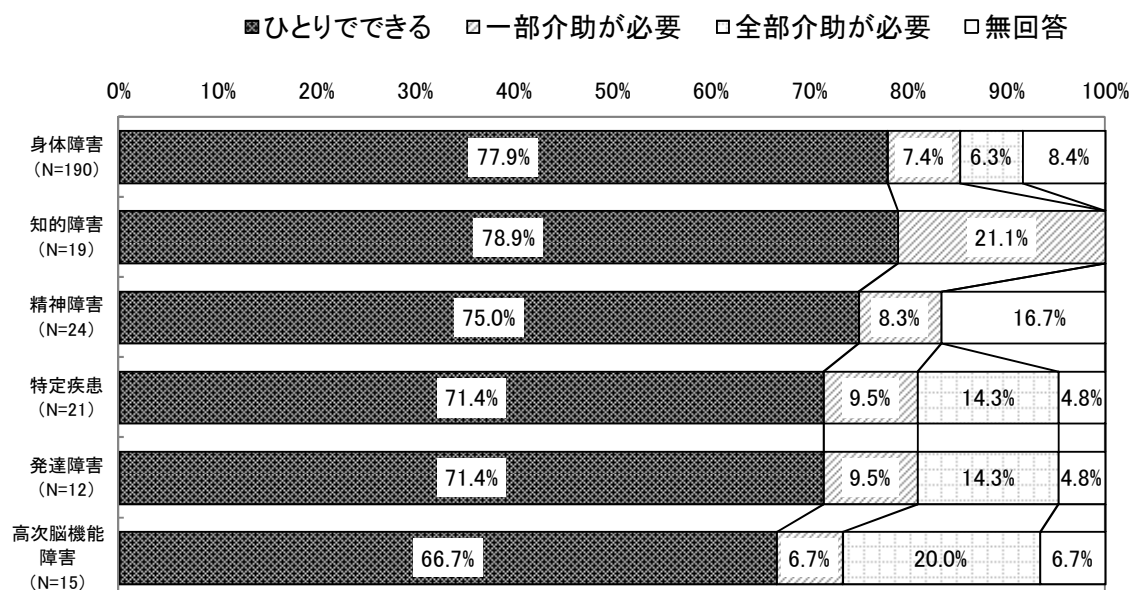
① 食事

食事について、身体障害(75.8%)・知的障害(73.7%)・精神障害(70.8%)・特定疾患(66.7%)・発達障害(58.3%)・高次脳機能障害(60.0%) すべてにおいて「ひとりでできる」の割合が最も高くなっています。



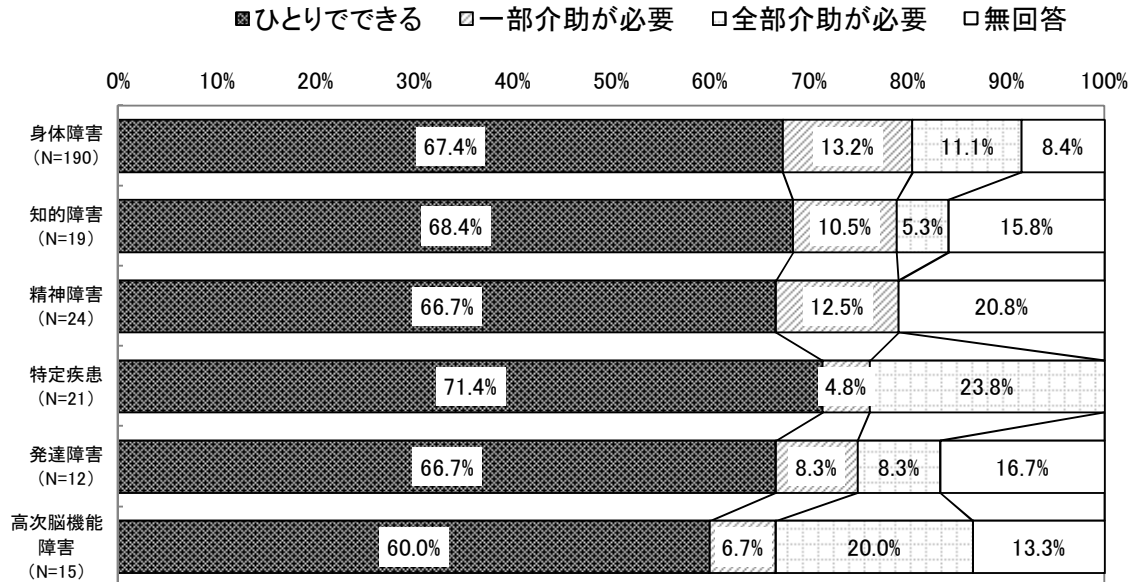
② トイレ

トイレについて、身体障害(77.9%)・知的障害(78.9%)・精神障害(75.0%)・特定疾患(71.4%)・発達障害(71.4%)・高次脳機能障害(66.7%) すべてにおいて「ひとりでできる」の割合が最も高くなっています。



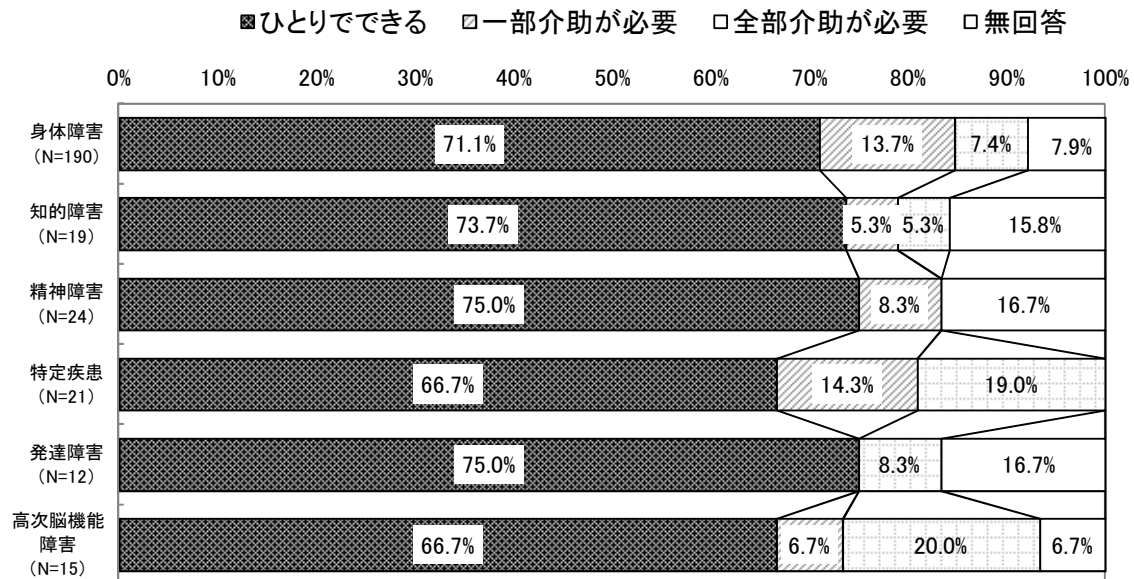
③ 入浴

入浴について、身体障害(67.4%)・知的障害(68.4%)・精神障害(66.7%)・特定疾患(71.4%)・発達障害(66.7%)・高次脳機能障害(60.0%)すべてにおいて「ひとりでできる」の割合が最も高くなっています。



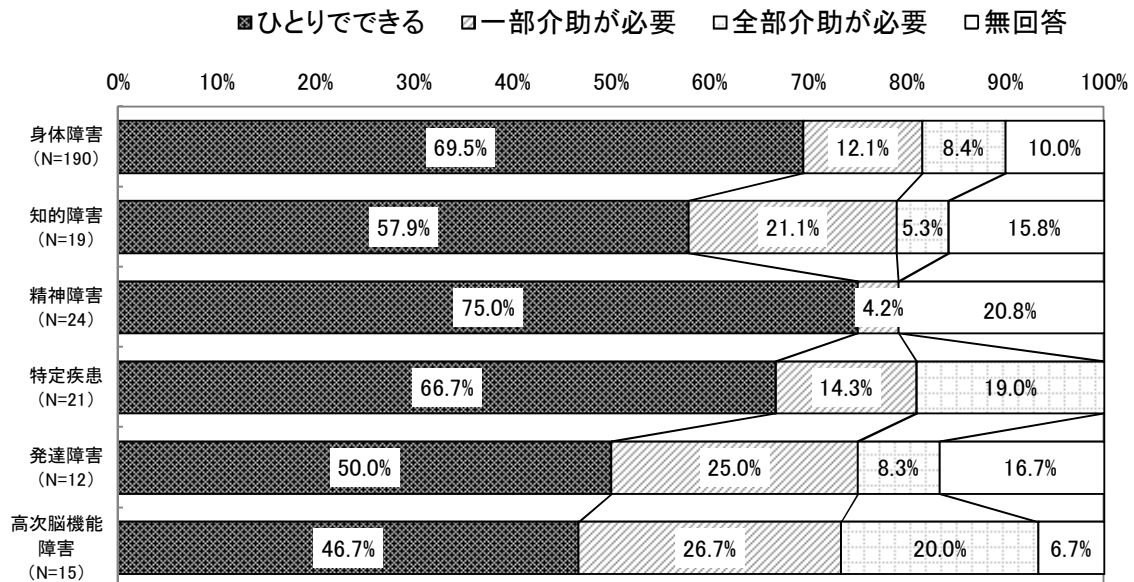
④ 衣服の着脱

衣服の着脱について、身体障害(71.1%)・知的障害(73.7%)・精神障害(75.0%)・特定疾患(66.7%)・発達障害(75.0%)・高次脳機能障害(66.7%)すべてにおいて「ひとりでできる」の割合が最も高くなっています。



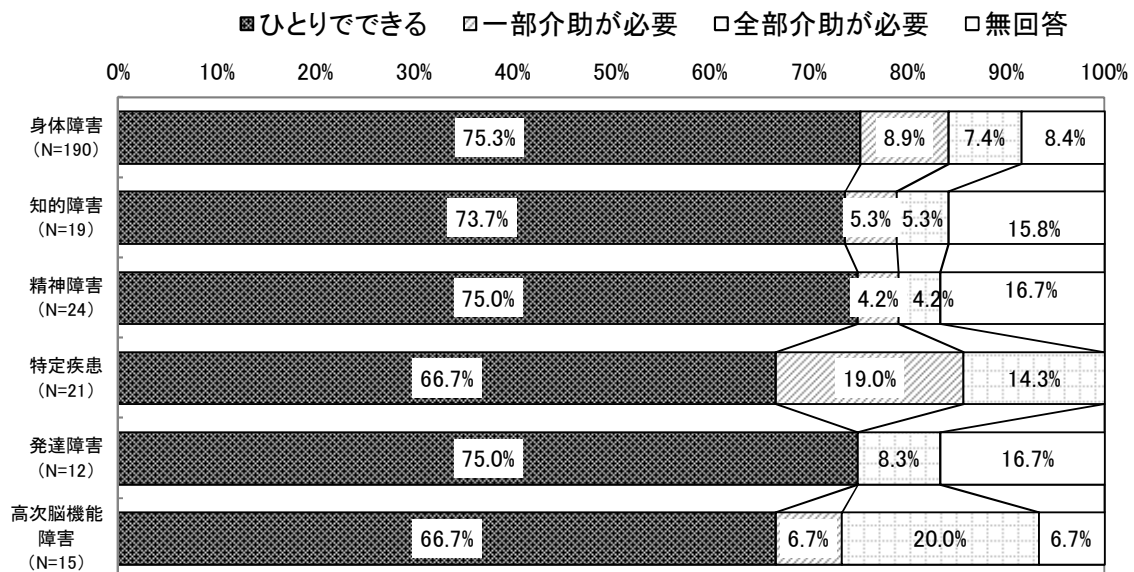
⑤ 身だしなみ

身だしなみについて、身体障害(69.5%)・知的障害(57.9%)・精神障害(75.0%)・特定疾患(66.7%)・発達障害(50.0%)・高次脳機能障害(46.7%)すべてにおいて「ひとりでできる」の割合が最も高くなっています。



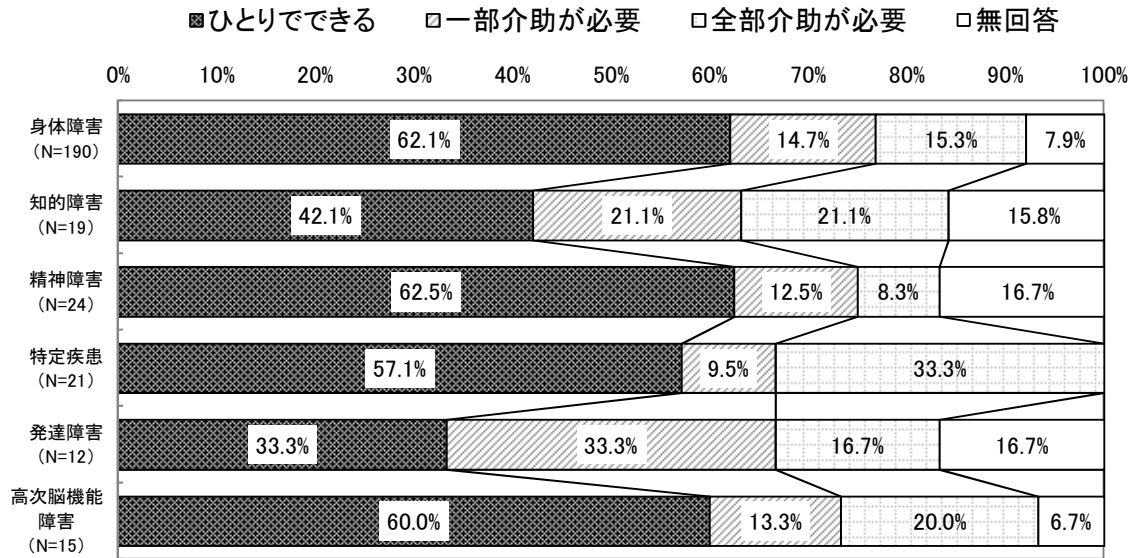
⑥ 家の中の移動

家の中の移動について、身体障害(75.3%)・知的障害(73.7%)・精神障害(75.0%)・特定疾患(66.7%)・発達障害(75.0%)・高次脳機能障害(66.7%)すべてにおいて「ひとりでできる」の割合が最も高くなっています。



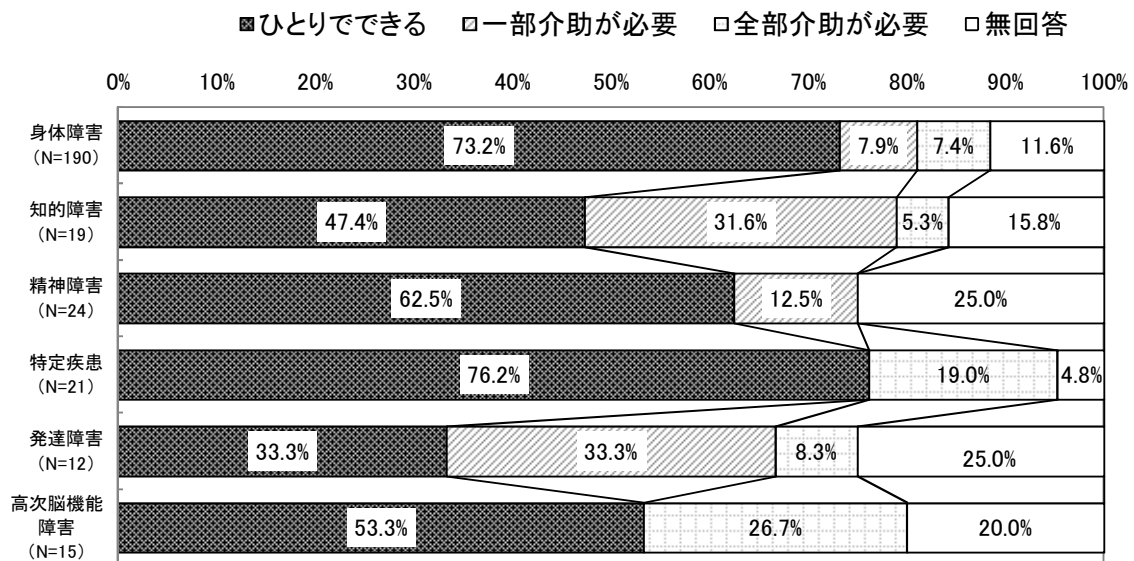
⑦ 外出

外出について、身体障害(62.1%)・知的障害(42.1%)・精神障害(62.5%)・特定疾患(57.1%)・高次脳機能障害(60.0%)は「ひとりでできる」、発達障害(33.3%)は「ひとりでできる」「一部介助が必要」の割合が最も高くなっている。「全部介助が必要」と回答した方は、特定疾患(33.3%)が最も高くなっています。



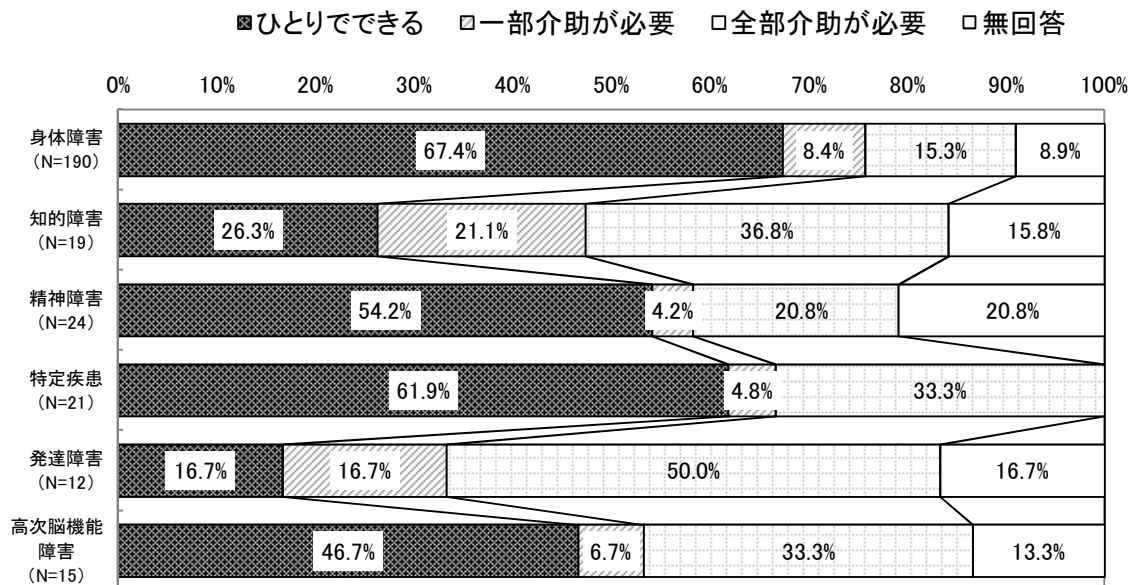
⑧ 家族以外の人との意思疎通

家族以外の人との意思疎通について、身体障害(73.2%)・知的障害(47.4%)・精神障害(62.5%)・特定疾患(76.2%)・高次脳機能障害(53.3%)は「ひとりでできる」、発達障害(33.3%)は「ひとりでできる」「一部介助が必要」の割合が最も高くなっています。



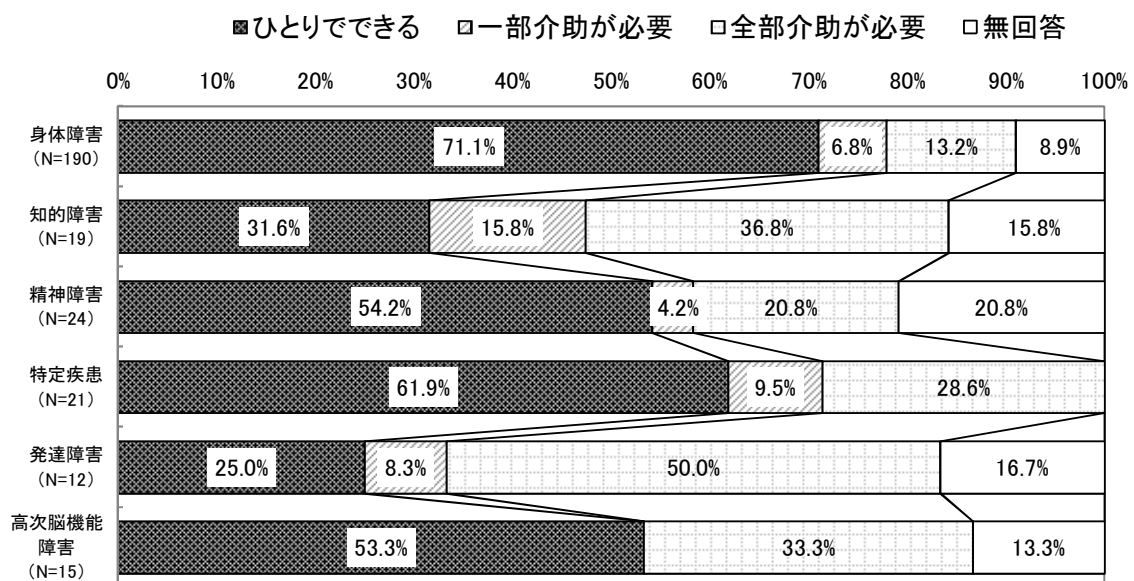
⑨ お金の管理

お金の管理について、身体障害(67.4%)・精神障害(54.2%)・特定疾患(61.9%)・高次脳機能障害(46.7%)は「ひとりできる」、知的障害(36.8%)・発達障害(50.0%)は「全部介助が必要」の割合が最も高くなっています。



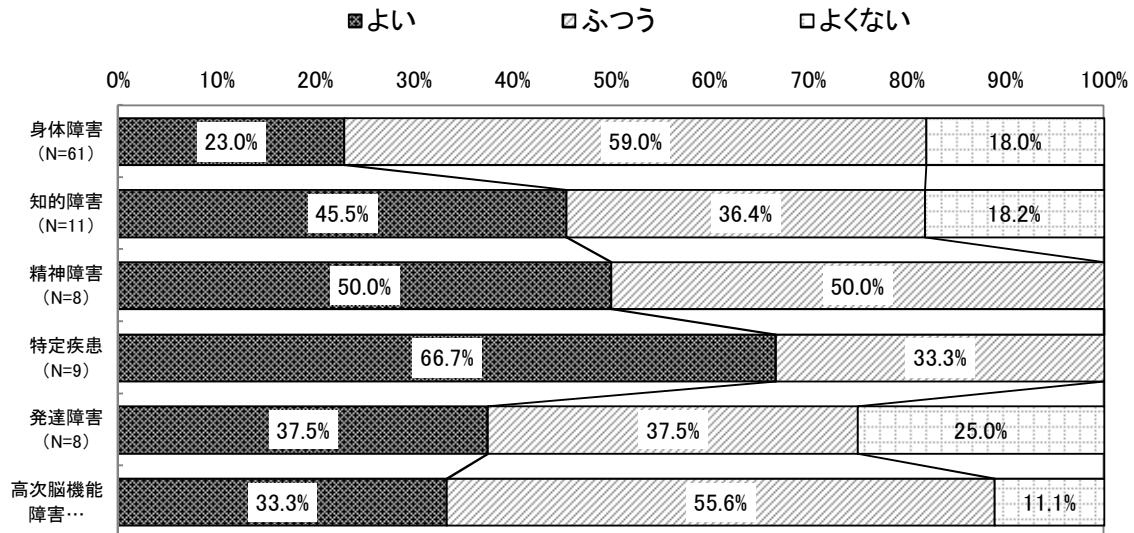
⑩ 薬の管理

薬の管理について、身体障害(71.1%)・精神障害(54.2%)・特定疾患(61.9%)・高次脳機能障害(53.3%)は「ひとりできる」、知的障害(36.8%)・発達障害(50.0%)は「全部介助が必要」の割合が最も高くなっています。



(2) 介助者の健康状態

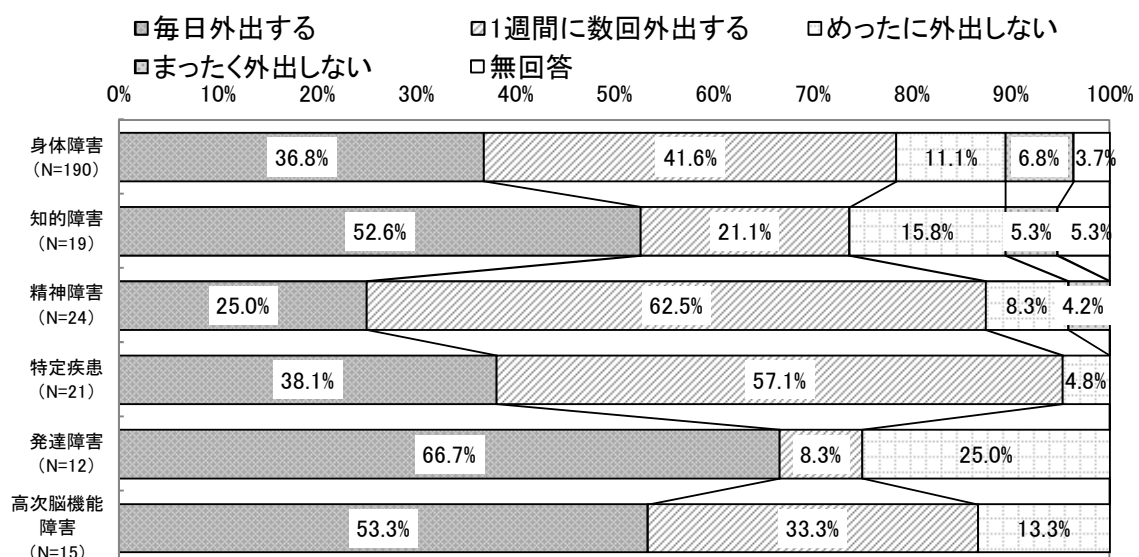
介助者の健康状態について、特定疾患(66.7%)は、「よい」、発達障害(75.0%)は、「よい」「ふつう」、身体障害(59.0%)・知的障害(36.4%)・精神障害(50.0%)・高次脳機能障害(55.6%)は、「ふつう」の割合が最も高くなっています。



(3) 外出

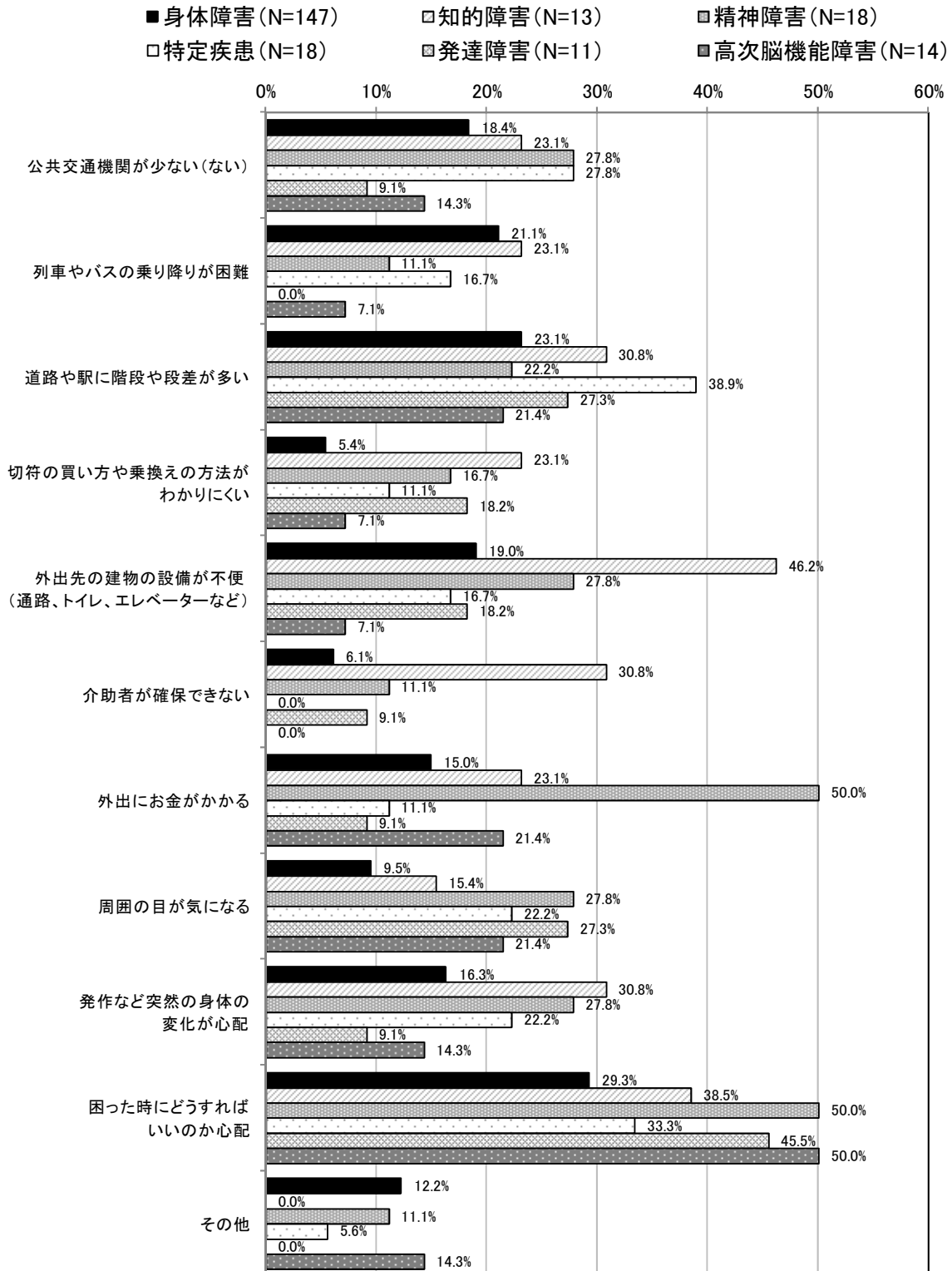
① 外出頻度

1週間に外出する頻度について、知的障害(52.6%)・発達障害(66.7%)・高次脳機能障害(53.3%)は「毎日外出する」、身体障害(41.6%)・精神障害(62.5%)・特定疾患(57.1%)は「1週間に数回外出する」の割合が最も高くなっています。



② 外出する際の困ること

外出する時に困ることについて、身体障害(29.3%)・発達障害(45.5%)・高次脳機能障害(50.0%)は「困った時にどうすればいいのか心配」、知的障害(46.2%)は「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」、精神障害(50.0%)は「外出にお金がかかる」「困った時にどうすればいいのか心配」、特定疾患(38.9%)は「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が最も高くなっています。



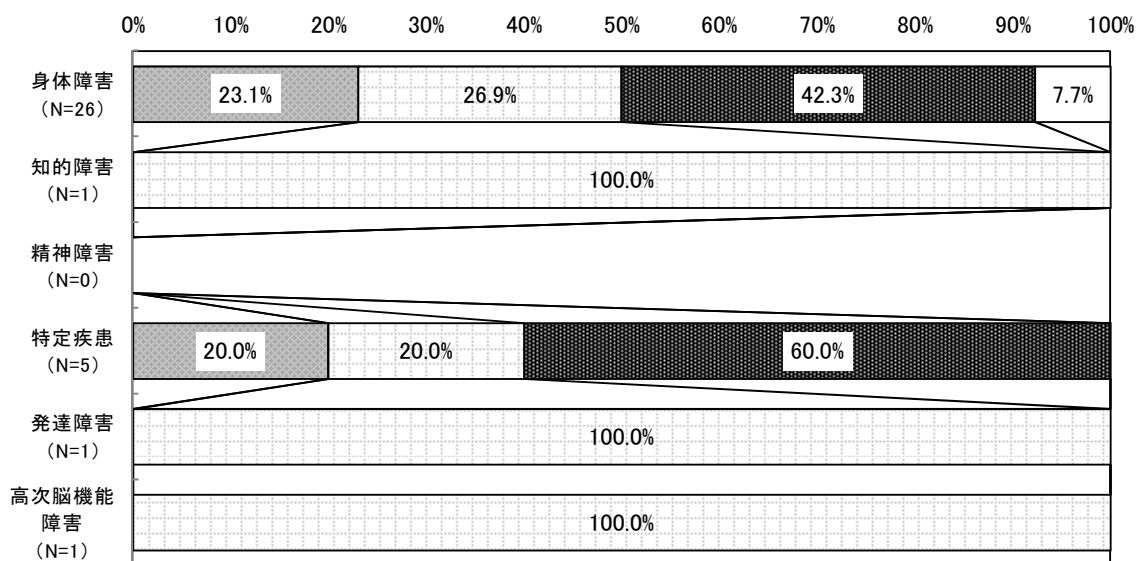
(4) 就労

① 勤務形態

勤務形態について、身体障害(42.3%)・特定疾患(60.0%)は「自営業、農林水産業など」、知的障害(100%)・発達障害(100%)・高次脳機能障害(100%)は「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」、の割合が最も高くなっています。

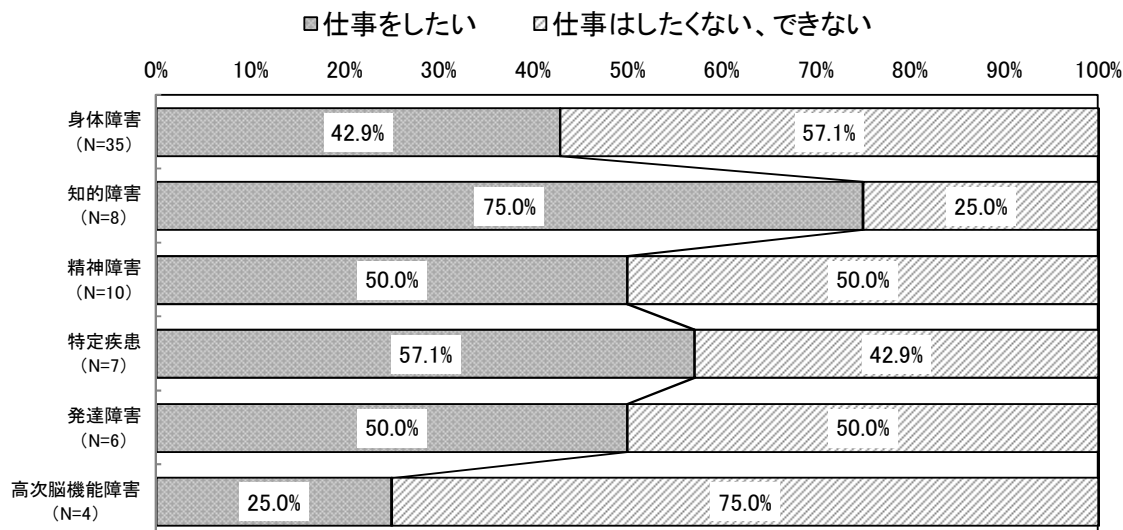
正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない
 パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
 その他

 正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある
 自営業、農林水産業など



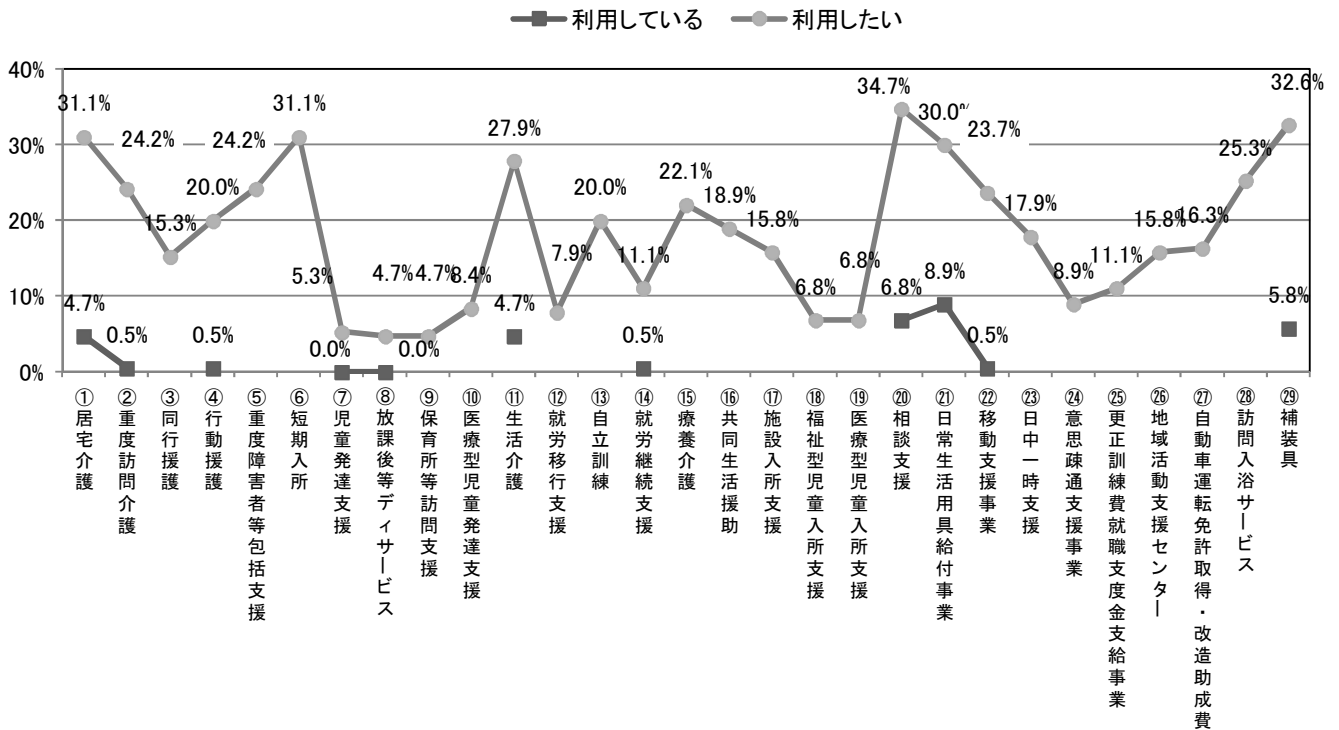
② 就労意向

今後、収入を得る仕事をしたいかについて、該当者で回答した方は、知的障害(75.0%)・特定疾患(57.1%)は「仕事をしたい」、身体障害(57.1%)・高次脳機能障害(75.0%)は「仕事はしたくない、できない」の割合がより高くなっています。精神障害・発達障害は、「仕事をしたい」「仕事はしたくない、できない」の割合が共に50%となっています。

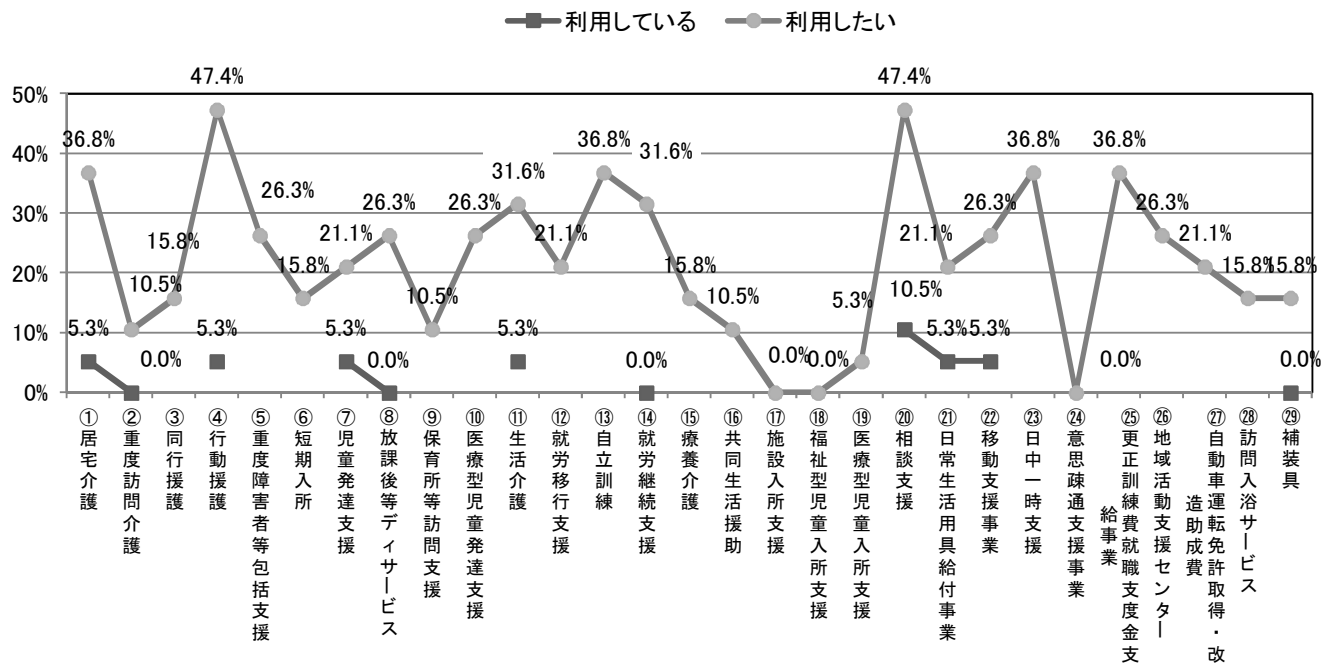


(5) サービスの利用状況・意向

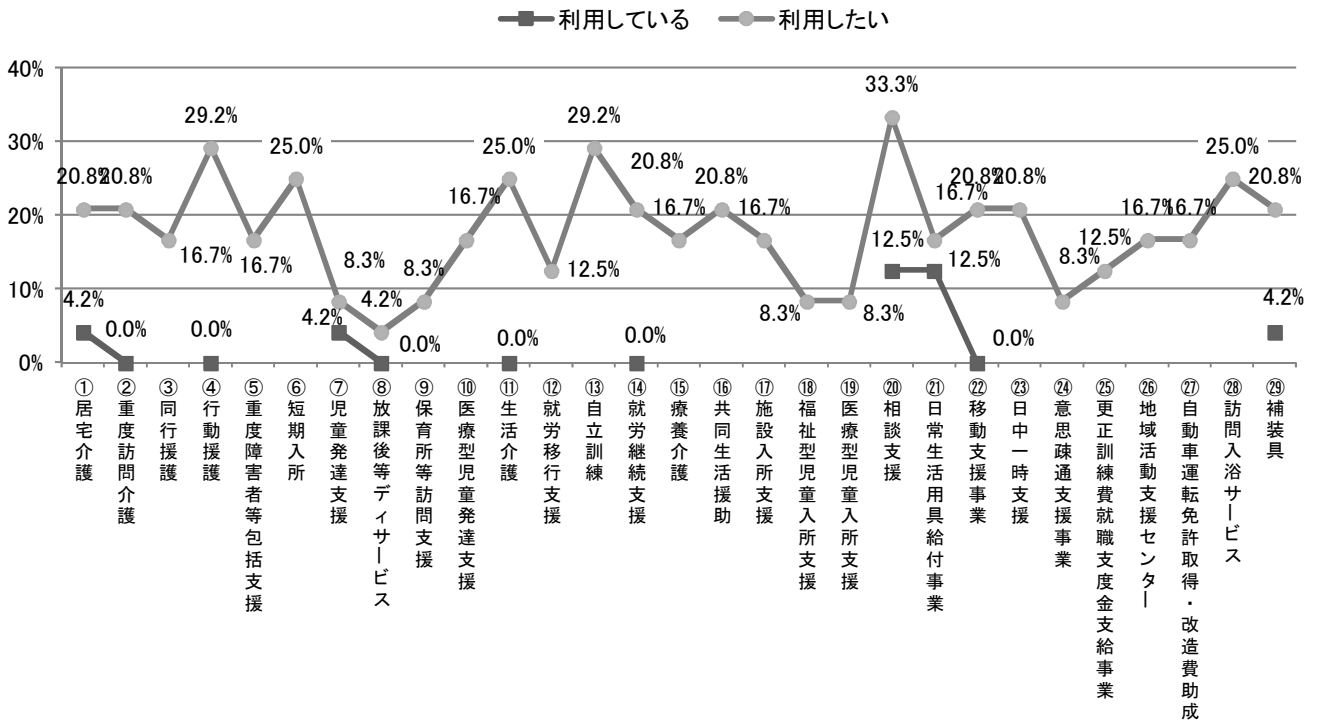
(身体障害)



(知的障害)

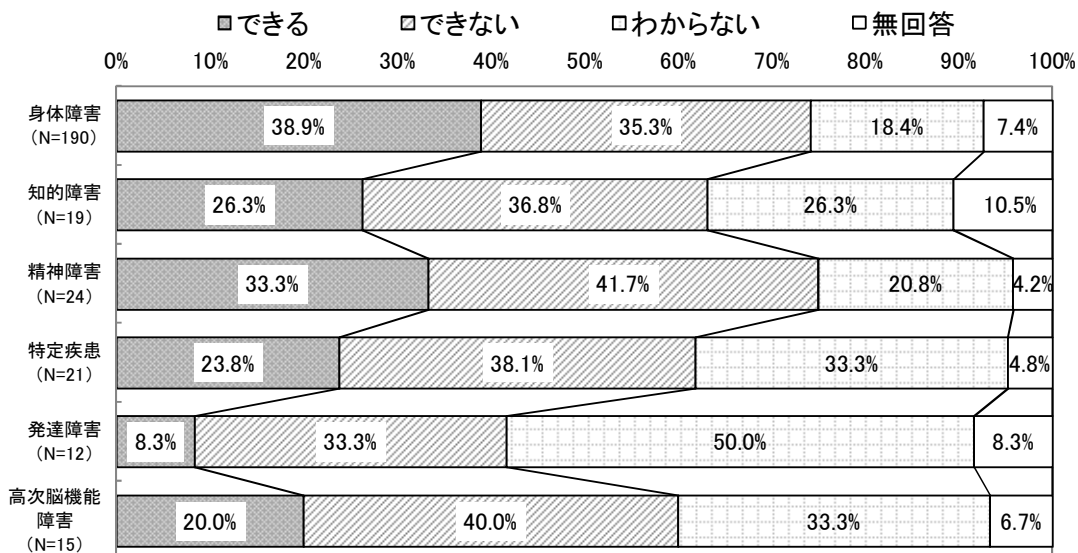


(精神障害)



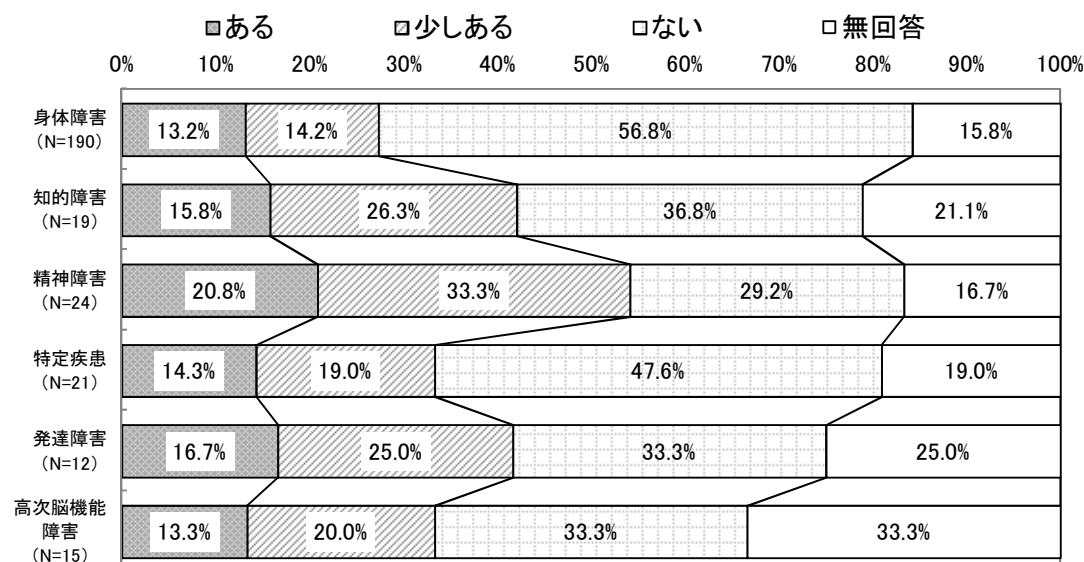
(6) 災害時の対応

火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、身体障害(38.9%)は「できる」、知的障害(36.8%)・精神障害(41.7%)・特定疾患(38.1%)・高次脳機能障害(40.0%)は「できない」、発達障害(50.0%)は「わからない」の割合が最も高くなっています。



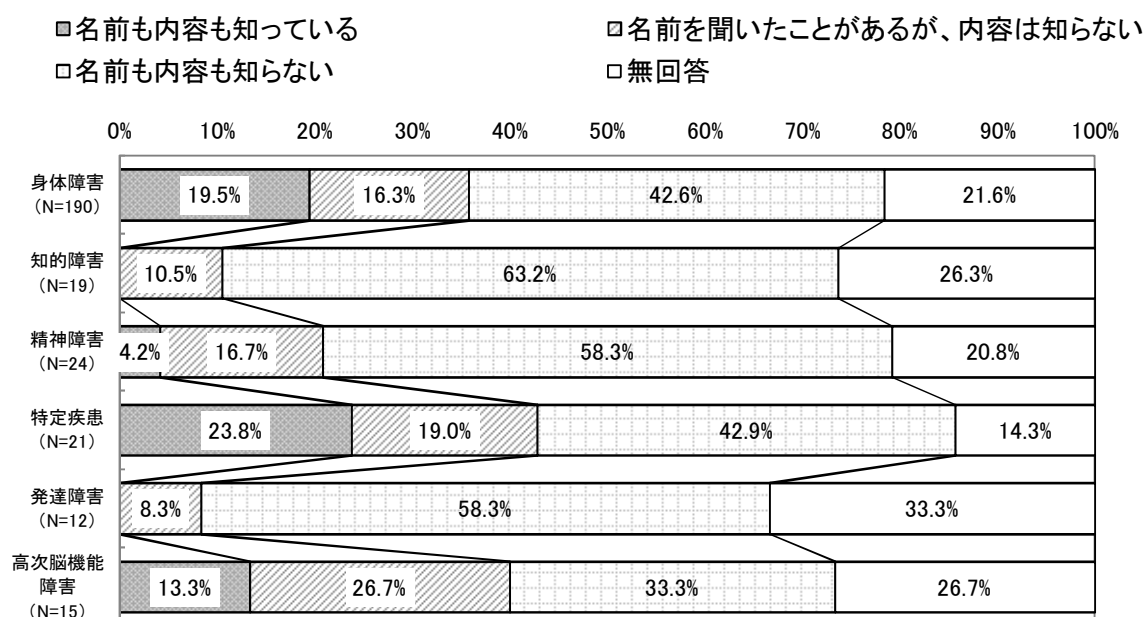
(7) 差別感

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、精神障害(33.3%)は「少しある」、身体障害(56.8%)・知的障害(36.8%)・特定疾患(47.6%)・発達障害(33.3%)は「ない」、高次脳機能障害(66.6%)は「ない」「無回答」の割合が最も高くなっています。



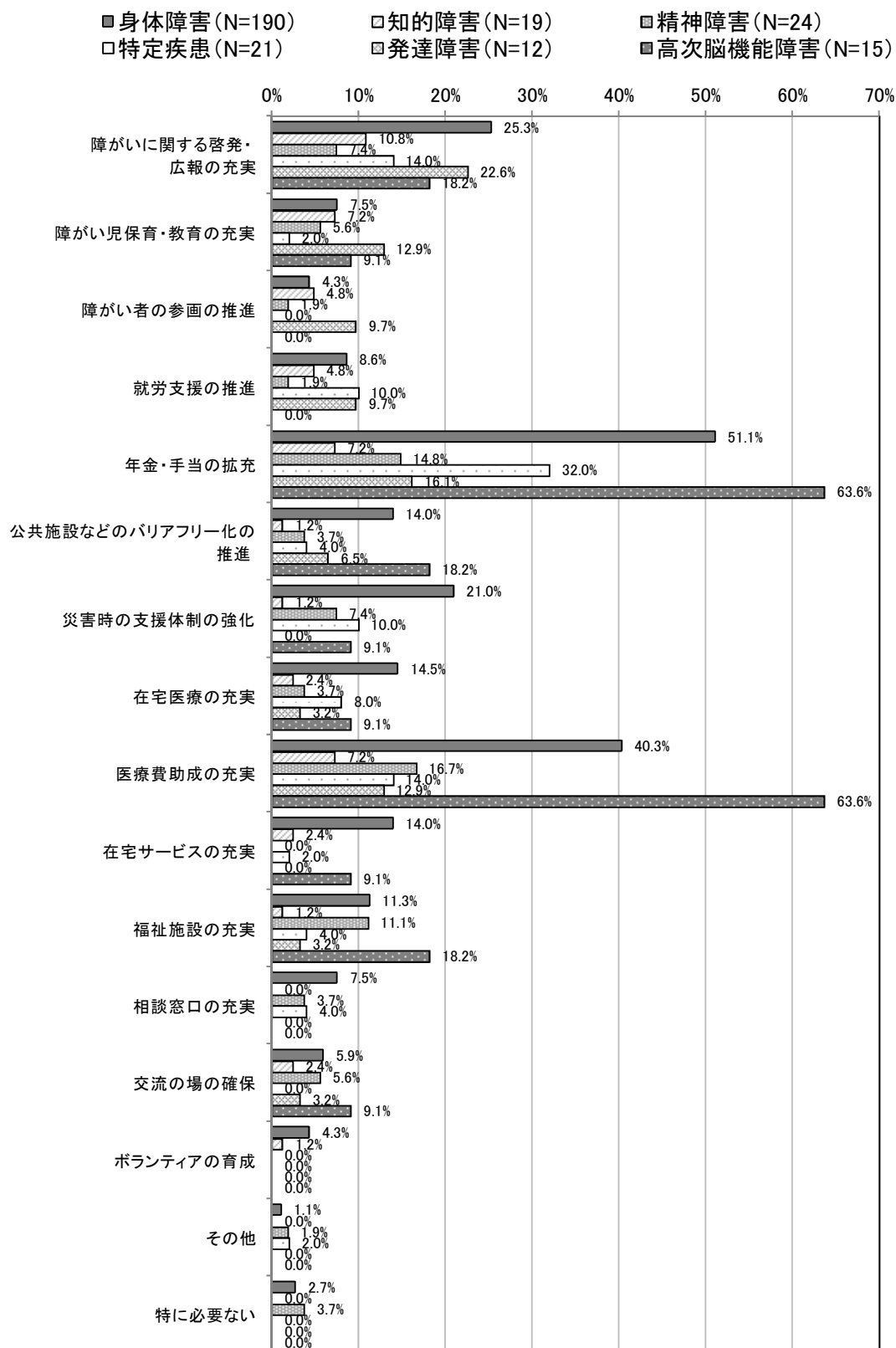
(8) 成年後見制度

成年後見制度について、身体障害(42.6%)・知的障害(63.2%)・精神障害(58.3%)・特定疾患(42.9%)・発達障害(58.3%)・高次脳機能障害(33.3%)はすべてにおいて「名前も内容も知らない」の割合が最も高くなっています。



(9) 福祉のまちづくりの推進に向けて

福祉のまちづくりの推進に向けて必要なことについて、身体障害(51.1%)・特定疾患(32.0%)は「年金・手当の拡充」、知的障害(10.8%)・発達障害(22.6%)は「障がいに関する啓発・広報の充実」、精神障害(16.7%)は「医療費助成の充実」、高次脳機能障害(63.6%)は「年金・手当の拡充」「医療費助成の充実」の割合が最も高くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町は「第5次知名町総合振興計画」において「ずっと住みたい ○○○ 誇りと自信溢れるまちだから」を、まちの将来像として定め、町民みんなで「創り」、「育む」まちづくりに取り組んでいます。

このまちづくりの理念は、障がいのある人を含めたすべての人々が、相互に個性を尊重し、認め合うことが大切です。

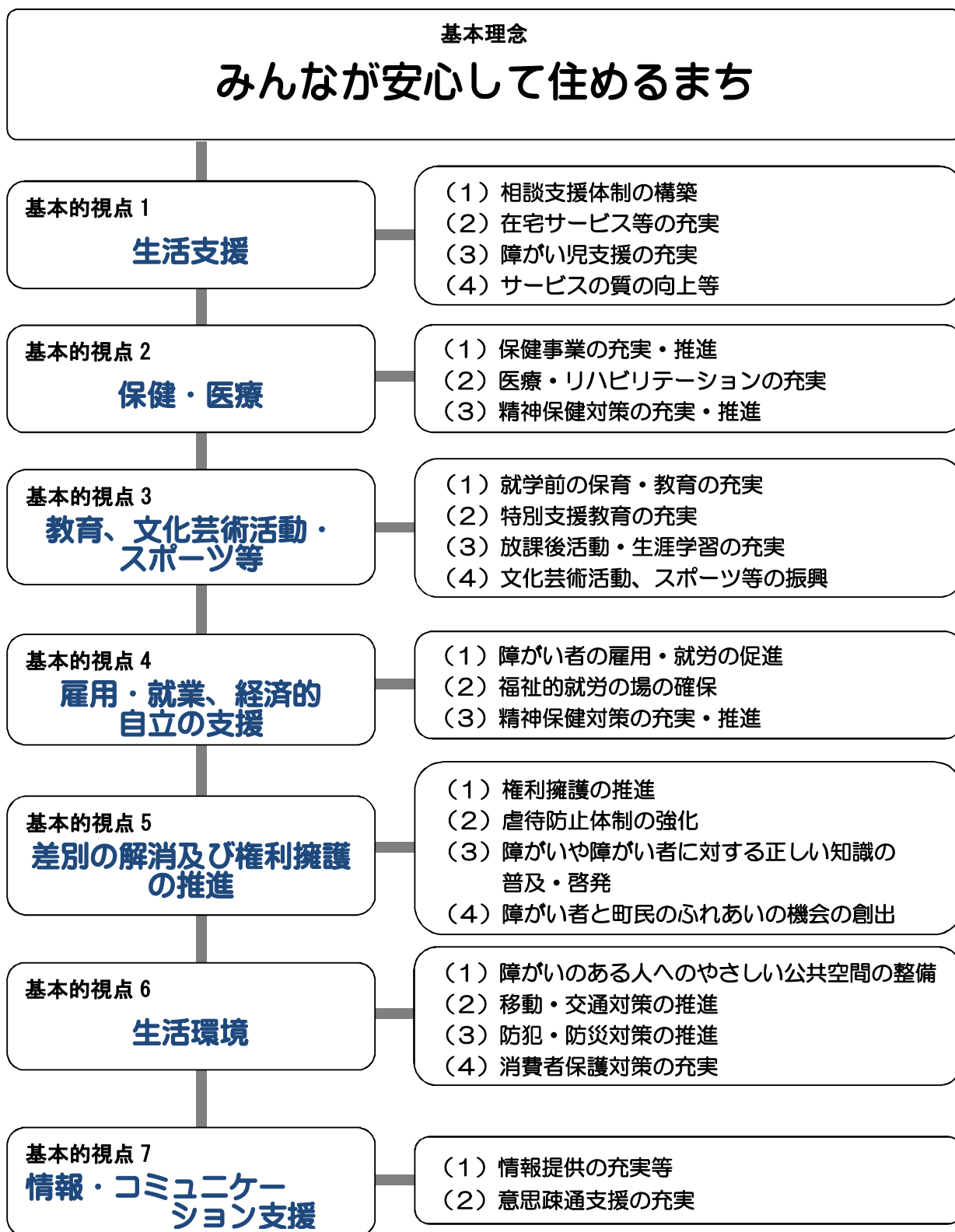
障がいのある人も、地域社会の一員として、社会経済活動に参加し、自らの障がいに応じ自立した生活が実現できるよう、見守りや声かけなどによる支え合いを通して、安心して住めるまちづくりの整備を進めていきます。

今後においても、現行の「知名町障害者計画及び第3期障害福祉計画」を継承しつつ、また、地域福祉計画との整合性を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられる社会の構築を目指すこととして、基本理念を「みんなが安心して住めるまち」とします。

基本理念

みんなが安心して住めるまち





第 4 章 障害者計画

1 生活支援

【施策の方向性】

障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、身近な地域において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられるとともに、社会参加の機会の確保に努める必要があります。

障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の支援が必要です。

今後においては、障がい者の増加や高齢化、障がいの重複化が進んでいる状況において、障がい者福祉の増進を図り、障がい福祉サービスや障がい者の自立と社会参加を促進する各種施策を実施する必要があります。

住民の理解と協力を得ながら、行政・福祉団体・ボランティア等との連携のもとに、各種福祉サービスの拡充、福祉施設の整備充実等、きめ細かな施策を進めていく必要があります。

(1) 相談支援体制の構築

◇障がい者やその家族の日常生活全般にわたる相談や保健、福祉、医療サービスの利用支援、情報提供のほか、地域移行のための入居相談、虐待の防止に関することなど、総合的な相談体制の充実を図ります。

◇相談支援専門員の人材の確保と資質の向上を支援し、関係機関との連携による相談支援体制の強化を図ります。

◇障がい者の日常生活上の相談に対応する「障害者相談支援事業」は、実施する相談支援機関の機能強化はもとより、町民にとってより身近で利用しやすい相談の場となるよう、町民の利便性も考慮した拠点づくりに取り組みます。

◇障がい者の自立した生活を支え、問題解決や適切なサービスが利用できるよう相談支援体制を充実させ、地域移行及び地域定着を図ります。

◇障がい者の総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる体制を整備します。

(2) 在宅サービス等の充実

① 福祉サービスの充実

- ◇障がい者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）や、その他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。
- ◇障害者総合支援法で定められた介護給付（生活介護、療養介護）や、通所支援施設による訓練等給付（自立訓練）の促進に努めます。
- ◇障害者総合支援法で居住支援として位置づけられている共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の可能性を検討し、地域で自立した生活を安心して送れるように努めます。

② 地域支援事業の充実

- ◇障害者総合支援法では、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けていることから、地域で生活する障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、サービス内容等の充実に努めます。

(3) 障がい児支援の充実

- ◇障がいをもつ子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援が可能となるよう、保育所・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービスなどの関係機関の連携強化を図るとともに、相談支援体制の充実に努めます。
- ◇可能な限り保護者の望む保育園・幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、障がいをもつ子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう障がい児保育等の充実を図ります。
- ◇障がい児とその保護者同士が、いつでも気軽に相談しあえる関係づくりができるよう、保護者と町・関係機関との協働で交流の場を提供し、交流の促進を図ります。

(4) サービスの質の向上等

- ◇窓口担当者の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。
- ◇行政の専門職員を含め、障害福祉サービス提供事業所など、専門的知識を有する職員、従事者の人材育成と人員確保に努めます。

(5) 人材の育成・確保

◇ボランティアや障がい者の支援を目的とするグループやサークルに積極的に活動の場を提供し、活動内容や実績など情報を発信します。

◇各種事業の実施や各団体などの取り組みを通し、ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め、町民の参加を促します。

2 保健・医療

【施策の方向性】

障がいの原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見、早期治療・療育、三次予防としての医学的リハビリテーションの充実が求められています。

また、障がい者の高齢化が進む中で生活習慣病予防等の健康増進施策や介護予防施策の充実が求められています。

障がい者等や難病を患っている方々が地域において、性別、年齢、障がいの状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられる体制づくりが必要です。

障がいを受けた初期の段階で、本人及び家族に対して障がいの軽減に係る各種サービスの紹介、精神的な支援のための相談指導體制の強化が必要です。

(1) 保健事業の充実・推進

- ◇疾病の早期発見、早期治療等、健康診査後のフォロー体制を充実させ、町民の健康保持増進、障がいの原因となる疾病等の予防活動の確立を図ります。
- ◇広報や各種事業を通じて、障がいや疾病の早期発見に向けた正しい知識の普及啓発に努め、健診などの受診率の向上をめざします。
- ◇健康増進法による保健事業（がん検診、健康教育・相談など）及び高齢者の健康づくりに向けた健診・保健指導・健康手帳の交付などの保健対策をより一層充実させます。
- ◇発達障がいや高次脳機能障害について、県や関係団体との連携のもと情報提供等を行い、幅広く町民へ普及啓発します。
- ◇保健、医療、福祉間の連携を強化し、発達障がいの早期発見と早期治療に努めます。
- ◇障がい者の健康の維持・増進、精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて福祉サービスと連携をふまえたサービスの提供について検討し、その充実を図ります。
- ◇母子保健関係スタッフを充足させ、健診や健診後のフォロー体制の充実を図ります。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

- ◇治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障がいについては、適切な医療、医療的リハビリテーションの提供並びに在宅介護サービス体制の充実に努めます。
- ◇医療機関や訪問看護等の連携により、重度障がい者等の在宅ケアサービスの充実に努めます。

(3) 精神保健対策の充実・推進

- ◇精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発の推進、相談・訪問指導等の充実により、心の病気の早期発見・早期治療を図ります。
- ◇長期にわたり入院している障がい者などが、地域で自分らしい生活を送れるように相談支援を充実させるほか、関係機関との連携を強化し、地域生活移行の受入体制の充実に努めます。

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

【施策の方向性】

障がいのある児童、生徒の教育については、可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの年齢、障がいの状態や能力、適性等に応じて適切に行い、困難な状態を改善・克服して将来の社会参加と自立をめざす必要があります。

障がいの有無にかかわらず共に教育を受けられるように、教育の内容等に配慮しながら必要な施策を講じることや、障がいのある児童、生徒並びにその保護者の意向を尊重しながら十分な情報提供を行う必要があります。

今後については、特別支援学級に適正な人材の配置と適切な就学が行われるような施策を推進し、教員の専門性を高めるための研修体制の充実や施設・設備等の充実を図る事が重要です。

社会の中で障がいの有無に関わらず平等に生涯学習の利益を享受し、共に学び活動が出来る社会の実現に向けたノーマライゼーションの構築を図ることが大切です。

また、障がい者等が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備・充実を図る必要があります。

(1) 就学前の保育・教育の充実

- ◇乳幼児健康診査体制の充実及び保健センターとの連携を図り、心身に障がいを持つ児童の早期発見と早期療育の体制を確立します。
- ◇就学前の心身に障がいを持つ児童の実態把握と、障がいに応じた早期療育の一層の充実に努めます。
- ◇心身障害児施設等を活用して療育等に関する相談活動を行うとともに、各種福祉サービスの提供を行い、心身に障がいを持つ在宅の児童及びその保護者に対する援助体制の充実を図ります。
- ◇幼児期・学齢期等の発達段階において、障がい児や保護者に対して的確な相談・指導が行える体制の整備を進めます。
- ◇保育園の保育士、幼稚園教諭、保健師、医師など就学前の時期に対応して専門家の意見がさらに反映されるよう努めます。
- ◇心身に障がいを持つ児童の進路選択について家庭及び関係機関との連携を深めます。
- ◇障がいの有無にかかわらず、できる限り地域の学校で学べるように、教育施設のバリアフリー化などの必要な支援・環境整備に取り組みます。

(2) 特別支援教育の充実

- ◇特別支援学級や教育相談による相談体制の充実に努めます。
- ◇障がいの状態によっては、特別支援教育校において適切な教育が受けられるような就学指導体制の支援に努めます。

(3) 放課後活動・生涯学習の充実

- ◇障がい児が、放課後や長期休業中の活動の場として利用できるように、各種事業の実施を図ります。
- ◇障がい児の社会性を育て、周囲の理解と認識を深めるために交流学習や地域における高齢者等との交流会の開催、作品展の充実などに努めます。
- ◇障がい児（者）の学校教育終了後における学習や、学校外活動を支援するために、各種福祉施設等との連携を図ります。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

① スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ◇スポーツの楽しさを体験し、スポーツを通じた社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会への参加を支援します。
- ◇スポーツ活動への障がい者の参加を支援するためのボランティアや指導者の育成に努めます。
- ◇レクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティアや障がい者団体と連携しながら、必要な支援を行います。

② 文化活動の促進

- ◇生涯学習の観点から、障がい者が利用しやすい各種講座や教室の充実に努めます。
- ◇障がい者が一般に開催される文化芸術事業へ参加しやすくするため、情報提供や外出支援を行います。
- ◇障がい者に対し、創作活動や生産活動の機会提供と合わせて、社会との交流を促進する施設である地域活動支援センターの利用を支援します。
- ◇文化・レクリエーション関連施設については、障がい者の利用に配慮した施設整備に努めます。

4 雇用・就業、経済的自立の支援

【施策の方向性】

障がい者が適正と能力に応じて仕事に就き、社会経済活動に参加することは、社会的に自立し、生きがいのある生活を送るうえで重要な意義があります。

近年の経済情勢の悪化に対応するため、障がい者雇用を支援する制度が拡充されており、積極的な活用の促進が求められています。

職業訓練及び職業相談、職業紹介等により雇用促進を図るとともに、一般雇用が困難な障がい者の就労の場としての就労支援施設等の整備に努める必要があります。

また、障がい者の雇用を進めるにあたっては、障がい者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であるため、障がい者の雇用促進についての一層の啓発広報に努める必要があります。

障がい者が可能な限り一般雇用に就くことができるように、個々の特性に応じたきめ細かな対策を総合的に講ずることを基本としながら、雇用・就労の場の確保にむけた施策の展開を推進する必要があります。

(1) 障がい者の雇用・就労の促進

- ◇障がい者の就業機会の確保について、公共職業安定所をはじめ関係機関・団体との連携をとりながら、広報紙等により広報・啓発に努めます。
- ◇町、事業者、公共職業安定所等との連携強化を図ります。
- ◇公共職業安定所と連携しながら、事業所等の実態把握に努めるとともに、広報紙等を通じて啓発を図ります。
- ◇短時間就労やトライアル雇用など、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、事業者等の理解を求めていきます。
- ◇障がい者の雇用促進を図るため、「障害者等雇用助成金制度」等の施策の積極的な活用を図ります。
- ◇障がい者に適する職種の開拓をはじめ、障がい者の雇用に努めるよう企業や関係機関と連携し、働きかけます。
- ◇関係機関と連携して、障がい者の職業能力の習得支援に努めます。
- ◇ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。

(2) 福祉的就労の場の確保

◇一般就労が困難な障がい者でも、生きがいを持って働くことができるよう福祉的就労の場の確保に努めます。

◇障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注

(3) 経済的自立の支援

◇障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めます。

5 差別の解消及び権利擁護の推進

【施策の方向性】

障がい者等を含むすべての人々にとって住み良い平等な社会づくりのためには、行政が障がい者に対する各種施策を実施するだけでなく、社会を構成するすべての人々が障がい及び障がい者等に対して十分な理解と配慮を持つことが必要です。

平成 25（2013）年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組む必要があります。あわせて、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、障がい者等の権利擁護のための取組も必要です。

障がい及び障がい者等に対する理解を促進するための取組を推進するため、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進が必要です。

（１）権利擁護の推進

- ◇障がい等のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し、支援する成年後見制度についてその周知を図ります。
- ◇障がい者の権利を守るため、社会福祉協議会等関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- ◇障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動に努めるとともに、通報・報告等にかかる体制の充実を図ります。
- ◇障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、擁護者に対する指導を行い障がい者の権利擁護を行います。

（２）虐待防止体制の強化

- ◇障がい者への虐待に関する通報窓口や相談を行う知名町虐待防止センターの機能強化、周知に努めます。

（３）障がいや障がい者に対する正しい知識の普及・啓発

- ◇生涯学習を推進し、障がい者自身が気軽に参加できるような講座の充実を図ります。また、公民館講座等を通じて地域住民との交流や、体験活動を推進します。
- ◇障害者差別解消法の施行に向けて、一層の障がい者への理解促進に努めます。

(4) 障がい者と町民のふれあいの機会の創出

◇障がい者団体、社会福祉協議会と連携し、体験学習などによる交流を通して、障がい者に対する理解と認識を深めるための機会の創出を図ります。

6 生活環境

【施策の方向性】

物理的な障壁（バリア）を取り除くことは、障がいの状態の大幅な低減につながることから、障がいのある人にとって、行動範囲の拡大、生活の質の向上につながります。

障がいのある人、ない人、また高齢者を含め、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進していくことが重要です。

また、公共施設等においては、誰もが安全・快適に利用できるよう、改修時期等にあわせて改善が必要です。

さらには、障がい者等が犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に推進するとともに、防犯・防災などの安全対策や消費者被害防止対策の充実が必要です。

（1）障がいのある人へのやさしい公共空間の整備

- ◇町及び社会教育施設等の公共施設を、障がい者に配慮したスロープ・手すりの設置など、必要に応じて改修を行います。
- ◇不特定多数の人々の利用する公共性の高い建築物については、障がい者が利用しやすいように、構造・設備等に関して整備を進めるように関係者の理解と認識を深めるよう努めます。
- ◇重度の障がい者の住宅改造に対する助成制度の充実を図ります。
- ◇障がい者が生活しやすい住まいづくりを支援するため、住宅改造などに関する相談対応に努めます。
- ◇民間の住宅業者などに対しても、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえた住宅づくりについて理解・協力を求めています。

（2）移動・交通対策の推進

- ◇歩道等の整備は、障がい者の利用を考慮し、段差の適切な切り下げ、視覚に障がいを持つ人の誘導ブロックの敷設等、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
- ◇視覚障がい者のための誘導ブロックへの自転車放置防止など、障がい者が安全で快適に歩ける空間を確保します。
- ◇障がい者が、安全・快適に移動できるようバス利用者への支援を今後も実施します。

(3) 防犯・防災対策の推進

- ◇民生委員・字区長及び地域の消防団組織等を通じて、自主防災組織による障がい者の把握や重要性、安全の確保について啓発します。
- ◇防災に関する広報や地域の自主防災訓練への支援、防災講話の実施を通じ、地域の防災活動を支援します。
- ◇障がい者の防災訓練への参加を促進します。
- ◇医師会等関係団体との連携のもと、災害時の医療体制を整備します。
- ◇緊急通報システムの周知と拡充を図り、緊急時における一人暮らしで重度の障がい者等の安全確保に努めます。
- ◇地域住民と警察等の連携を図ることで、障がい者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。

(4) 消費者保護対策の充実

- ◇障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供に努めます。
- ◇障がい者の権利を守るための成年後見制度の周知・啓発に努めます。

7 情報・コミュニケーション支援

【施策の方向性】

障がい者等が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実が必要です。

コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上が必要です。

(1) 情報提供の充実等

- ◇情報提供に当たっては、障がい者福祉に関する特集を定期的に掲載するなど広報「ちな」や社協だより等のより一層の活用を図ります。
- ◇障がい者を含めたすべての町民が利用しやすいホームページとなるよう、ホームページのユニバーサルデザイン化を推進します。
- ◇ICT（情報通信技術）を活用して、障がい者が様々な情報を受信でき、さらに障がい者からの情報発信を促進するように研修会や講習会の開催により、情報活用能力の開発、障がい者向け情報通信機器の普及などを進めます。
- ◇災害発生時に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

(2) 意思疎通支援の充実

- ◇聴覚に障がいがあり、コミュニケーションが困難な障がい者に対し、手話通訳者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員等の育成に努めます。
- ◇障がい者が生活に必要な情報を入手したり、自由に意思疎通したりできるよう、障がいの特性などに配慮した情報取得やコミュニケーションの支援の充実を図ります。

第 5 章 第 4 期障害福祉計画

障害者自立支援法のおもな改正点

- ① 障がい者の範囲の見直し（平成 22 年 12 月 10 日施行）
 - ・発達障がいも対象に含める。
- ② 地域における自立した生活のための支援の充実（平成 23 年 10 月 1 日施行）
 - ・グループホーム・ケアホーム利用時の助成を創設。
 - ・重度の視覚障がい者の移動支援サービスを創設。
- ③ 利用者負担の見直し（平成 24 年 4 月 1 日施行）
 - ・サービス利用にかかる費用は原則として応能負担とする。
 - ・サービスと補装具の利用者負担を合算して負担を軽減する。
- ④ 相談支援の充実（平成 24 年 4 月 1 日施行）
 - ・市町村に相談支援センターを設置するなど、相談支援体制を強化する。
 - ・支給決定プロセスの見直し、利用計画作成の対象者の大幅な拡大を行う。
- ⑤ 障がい児支援の強化（平成 24 年 4 月 1 日施行）
 - ・施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行するなど、児童福祉法に基づき地域での支援を充実させる。
 - ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を創設。
 - ・在園期間の延長措置を見直す。

障害者総合支援法の基本理念の概要

- 1 全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。
- 2 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。
- 3 可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会が確保されること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁の除去。

障害者総合支援法のポイント

ポイント1 障がい者の範囲の見直し（平成25年4月施行）

制度の谷間のない支援を提供するため、障がい者の定義に新たに、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」を加えました。これにより、難病患者等で病状の変動などにより身体障害者手帳を取得できない一定の障がいのある人も障害福祉サービス等の対象になります。

ポイント2 障害程度区分を障害支援区分に変更（平成26年4月施行）

障がいの程度（重さ）ではなく、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分であることを明確にするために、障害程度区分から障害支援区分に名称を変更します。また、知的障がい者・精神障がい者の区分認定について適切な配慮や必要な措置を講ずるものとします。

ポイント3 重度訪問介護の対象を拡大（平成26年4月施行）

これまで重度訪問介護の対象は肢体不自由者だけでしたが、「重度の肢体不自由者その他の障がい者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」と変更しました。これにより、重度の知的障がい者・精神障がい者が対象に加わります。

ポイント4 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成26年4月施行）

今後、介護が必要な障がい者のグループホームへの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれています。また、これまで介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホームとケアホームの2つの事業所指定が必要でした。こうした背景を踏まえ、共同生活を行う住居でのケアを柔軟に行えるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化し、グループホームで、日常生活上の相談に加え、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を提供できるようになります。

ポイント5 地域移行支援の対象を拡大（平成26年4月施行）

これまで地域移行支援の対象は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者でしたが、「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」を加えました。対象となる人の具体的な範囲については、保護施設・矯正施設等を退所する障がい者も対象となりました。

ポイント6 地域生活支援事業の追加（平成25年4月施行）

地域生活支援事業に、①障がい者の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修・啓発、②障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動の支援、③市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④意思疎通支援を行う者の養成が加わりました。これにより、地域社会への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化をめざします。

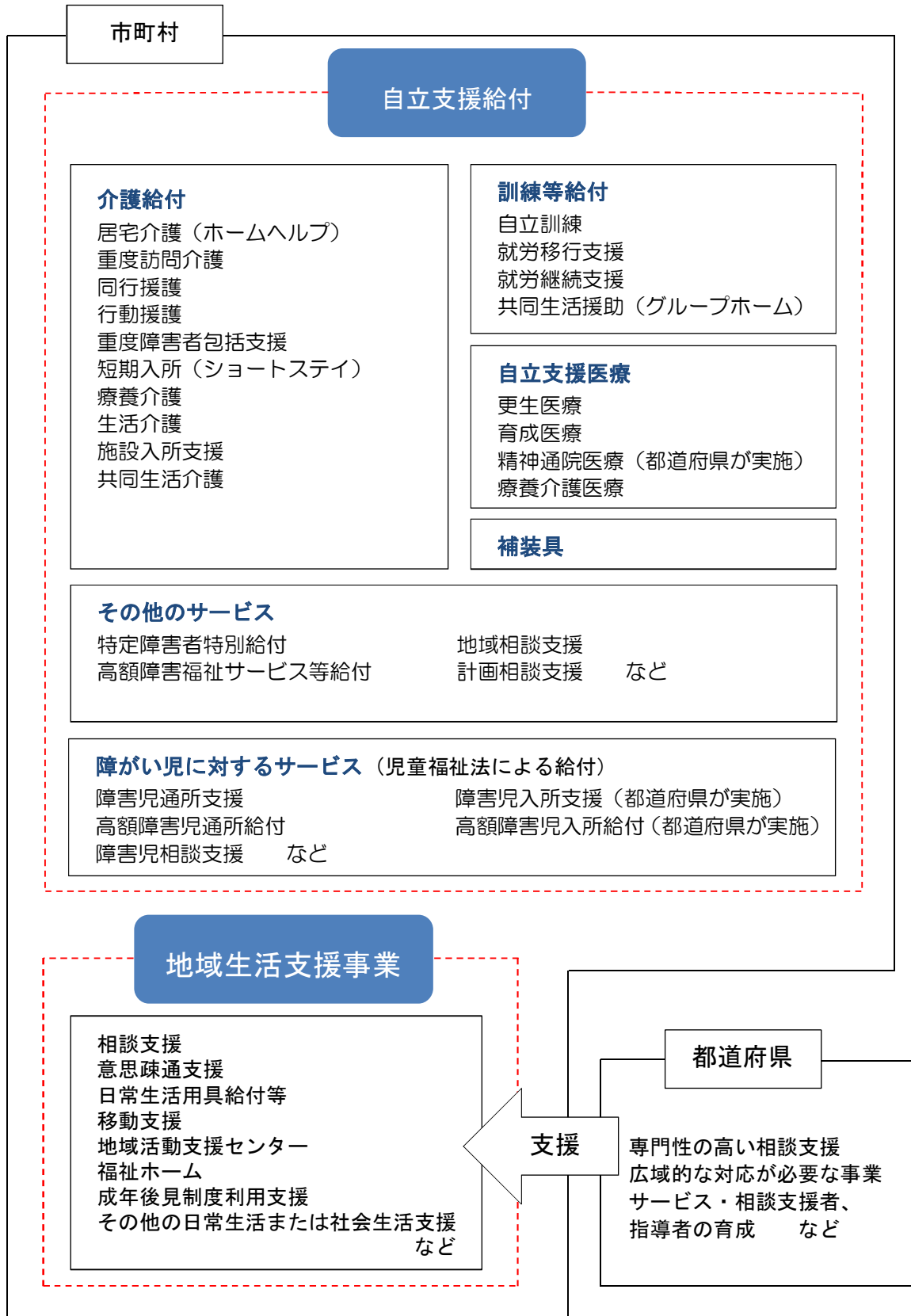
ポイント7 サービス基盤の計画的整備（平成25年4月施行）

国が定める基本方針、市町村（都道府県）が定める障害福祉計画に、「障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標」を必ず定めることとし、障害福祉計画には地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項なども加えました。基本方針、障害福祉計画ともに定期的な検証と見直しを行うこととし、市町村は障害福祉計画を作成するにあたって利用者ニーズなどの把握に努めることを義務づけました。また、自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて変更できるとするとともに、利用者やその家族の参画を明確化しました。

また、障がい者等の支援に関する施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途に、以下の検討規定が盛り込まれました。

- ① 常時介護を要する障がい者等に対する支援、障がい者等の移動の支援、障がい者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障がい者の意思決定支援の在り方、成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障がい者及び高齢の障がい者に対する支援の在り方

福祉サービスの体系



1 国の基本指針

国の基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、平成 29 年度を目標年度として、次の項目について数値目標の設定を求めています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ◇ 平成 25 年度末の施設入所者の 12%以上が地域生活に移行することをめざします。
- ◇ 平成 25 年度末の施設入所者数を 4%以上削減することを基本とします。

(注) 1 第 3 期障害福祉計画で定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する人および施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

2 地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅等への移行をさします。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ◇ 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいいます）を通じて、一般就労への移行を平成 24 年度実績の 2 倍以上とすることを基本とします。
- ◇ 就労移行支援事業の利用者は、平成 25 年度末の 6 割以上増加をめざします。
- ◇ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることをめざします。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 福祉施設とは、次のサービスを提供する施設をいいます。

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）

2 第4期計画の目標値と実績

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

◇ 平成 29 年度末までに、平成 25 年度末の施設入所者数 16 人のうち、2人 (12.5%) が地域での生活に移行するものとします。

◇ 平成 29 年度末時点の施設入所者数は、平成 25 年度末施設入所者 16 人から 1 人 (6.3%) 減少した 15 人とします。

【福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|----------------|---|
| 平成 25 年度末時点の施設入所者数 | 16 人 | 平成 25 年度末時点の施設入所者数 |
| 【目標値】 地域生活移行者数 | 2 人 (12.5%) | 平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練事業等 を利用し、グループホームやケアホーム等へ移行した者の 数 |
| 【目標値】 削減見込 | 1 人 (6.3%) | 平成 25 年度末時点と比較した平成 29 年度末時点の削減見 込数 |

(2) 地域生活支援拠点等の整備

【地域生活支援拠点等の整備】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------------|------|-------------------------------|
| 目標年度末時点の地域生活支援拠点等の数 | 1 か所 | 平成 29 年度末時点までに整備した地域生活支援拠点等の数 |

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、2人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

【福祉施設から一般就労への移行数の推移】

| 項目 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 一般就労移行者数(人) | 0 | 0 | 0 |

【福祉施設から一般就労への移行目標数値】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|------------------------|-----|--------------------------------|
| 平成 24 年度の一般就労移行者数 | 0 人 | 平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 | 2 人 | 平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 |

② 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度の就労移行支援事業利用者を 1 人とすることを目標とします。

【就労移行支援事業の利用者数】

| 項目 | 数値 | 備考 |
|-------------------------------|-----|---------------------------------|
| 平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数 | 0 人 | 平成 25 年度末時点において就労移行支援事業を利用する者の数 |
| 【目標値】 目標年度時点の就労移行支援事業の利用者数 | 1 人 | 平成 29 年度末時点において就労移行支援事業を利用する者の数 |

3 障がい福祉サービスの見込みと確保策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で、入浴排せつ、食事等の介護や家事援助を行うサービスです。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行うサービスです。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動援護等を行うサービスです。

④ 行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、危険を回避するために必要な外出支援を行うサービスです。

⑤ 重度障害者等包括支援

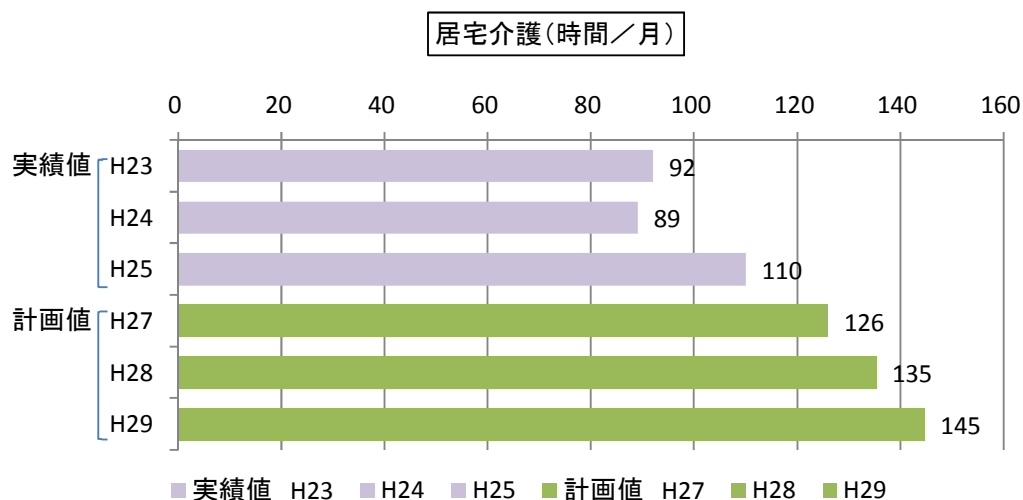
介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【現 状】

| 訪問系サービス | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|--------------|------|----------|----|----------|----|----------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 居宅介護(ホームヘルプ) | 時間/月 | 160 | 92 | 85 | 89 | 85 | 110 |
| | 人/月 | 9 | 6 | 7 | 6 | 7 | 8 |
| 重度訪問介護 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 同行援護 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 行動援護 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【見 込】

| 訪問系サービス | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 居宅介護(ホームヘルプ) | 時間/月 人/月 | 126 10 | 135 11 | 145 12 |
| 重度訪問介護 | 時間/月 人/月 | 0 0 | 0 0 | 0 0 |
| 同行援護 | 時間/月 人/月 | 0 0 | 0 0 | 0 0 |
| 行動援護 | 時間/月 人/月 | 0 0 | 0 0 | 0 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 時間/月 人/月 | 0 0 | 0 0 | 0 0 |



【訪問系サービス見込量確保のための方策】

- ヘルパー不足を解消するため、事業展開の参考となる情報提供等を行い、地域の福祉資源を活用した人材育成の取り組みや事業所の積極的な参入を促し、必要なサービス量を確保します。
- 障がい者への支援方法に関する情報提供や研修等を通じ、ホームヘルパーの介護技術の向上を支援します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

④ 就労継続支援（A型・B型）

障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス。一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

⑤ 療養介護

介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

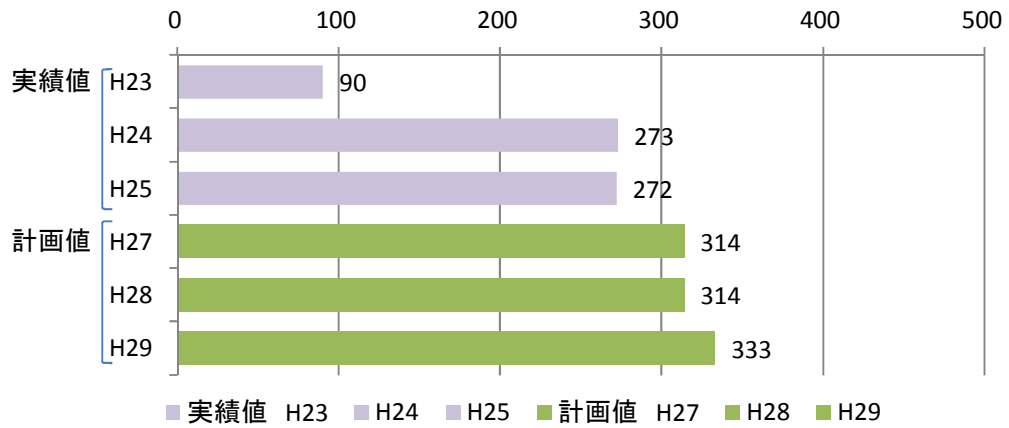
【現 状】

| 日中活動系サービス | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|------------|------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 生活介護 | 人日/月 | 269 | 90 | 176 | 273 | 154 | 272 |
| | 人/月 | 12 | 5 | 8 | 13 | 7 | 14 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人日/月 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| | 人/月 | 1 | 0 | 0 | 8 | 0 | 1 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人日/月 | 79 | 5 | 46 | 0 | 46 | 0 |
| | 人/月 | 4 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 就労移行支援 | 人日/月 | 22 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| | 人/月 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 就労継続支援(A型) | 人日/月 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就労継続支援(B型) | 人日/月 | 111 | 104 | 45 | 121 | 120 | 102 |
| | 人/月 | 5 | 7 | 7 | 7 | 8 | 7 |
| 療養介護 | 人/月 | 2 | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 短期入所 | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

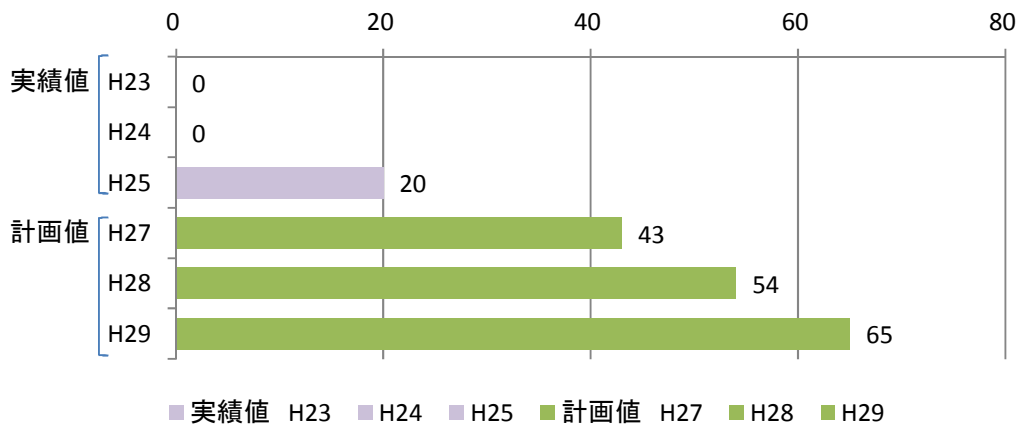
【見 込】

| 日中活動系サービス | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|------|----------|----------|----------|
| 生活介護 | 人日/月 | 314 | 314 | 333 |
| | 人/月 | 16 | 16 | 17 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人日/月 | 43 | 54 | 65 |
| | 人/月 | 2 | 3 | 3 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人日/月 | 5 | 5 | 5 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 就労移行支援 | 人日/月 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 就労継続支援(A型) | 人日/月 | 0 | 0 | 0 |
| | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 就労継続支援(B型) | 人日/月 | 121 | 124 | 127 |
| | 人/月 | 8 | 8 | 8 |
| 療養介護 | 人/月 | 3 | 3 | 3 |
| 短期入所 | 人日/月 | 3 | 3 | 3 |
| | 人/月 | 1 | 1 | 1 |

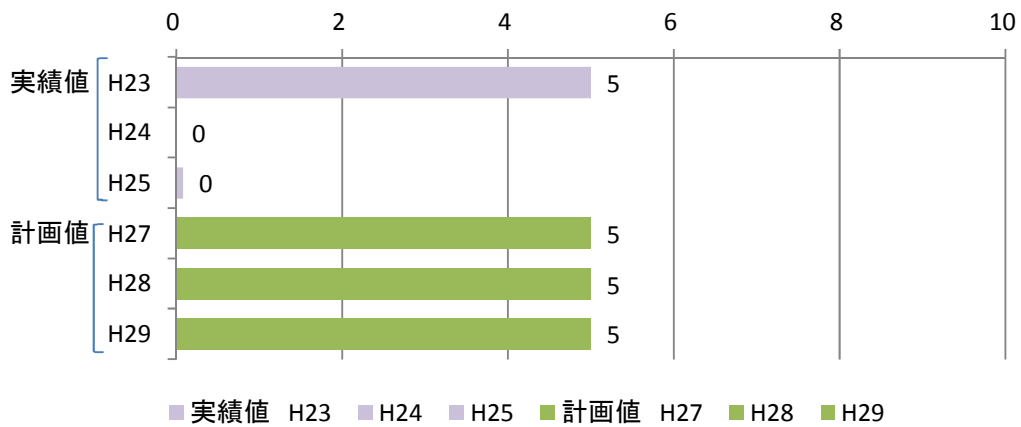
生活介護(日/月)



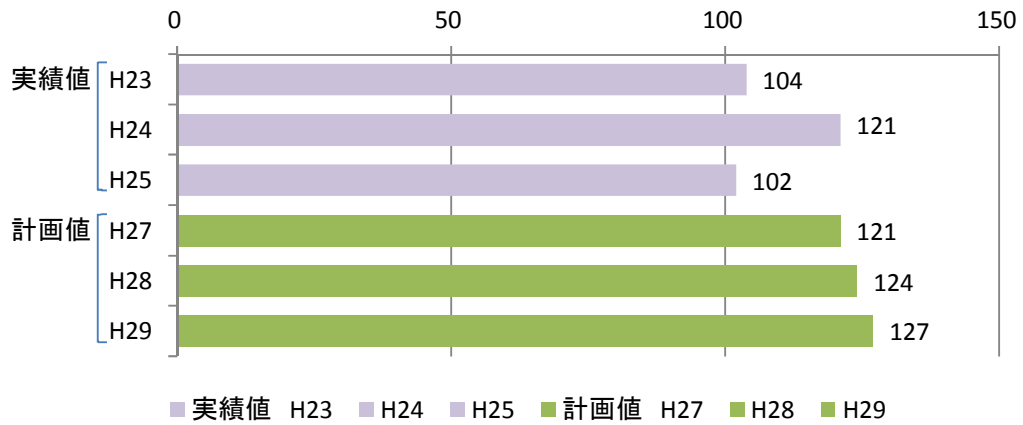
自立訓練【機能訓練】(日/月)



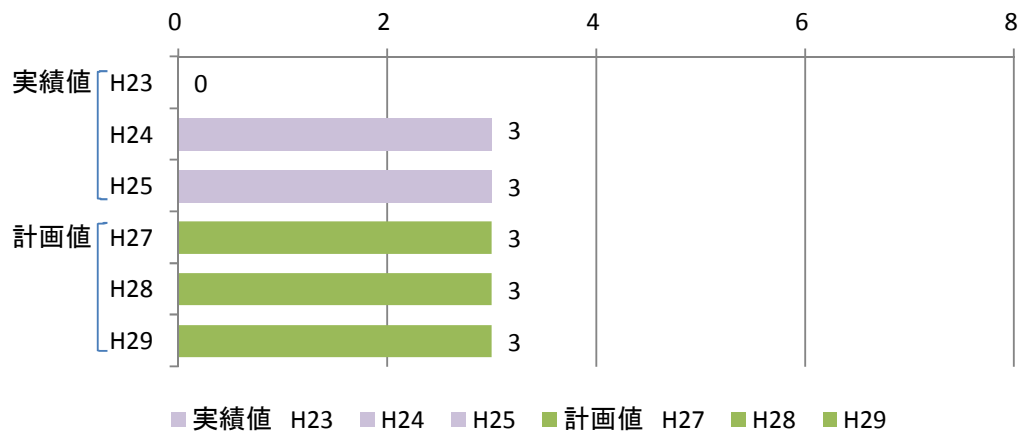
自立訓練【生活訓練】(日/月)



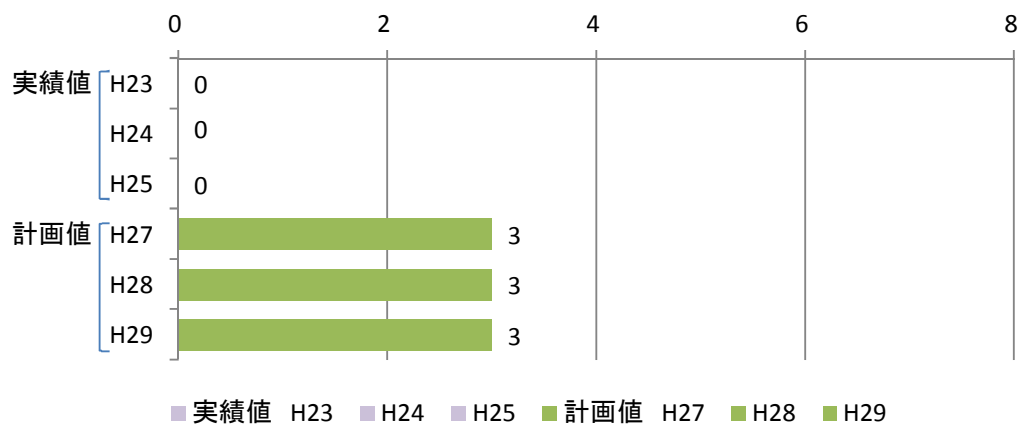
就労継続支援B型(日/月)



療養介護(人/月)



短期入所(日/月)



【日中活動系サービス見込量確保のための方策】

- 生活介護は、今後も障がい者の日中活動の場として、必要なサービス利用に対応できるように努めます。
- 緊急時の利用や医療援助などのニーズに対応したサービスが質・量両面で確保できるように医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。
- 就労継続支援B型は、自立支援協議会・社会福祉協議会などを中心に公共職業安定所、サービス提供事業所、企業、学校などの関係機関とのネットワークの構築を図り、障がい者の就労支援と工賃の確保なども含めたサービス提供体制の整備を進めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

② 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

③ 施設入所支援

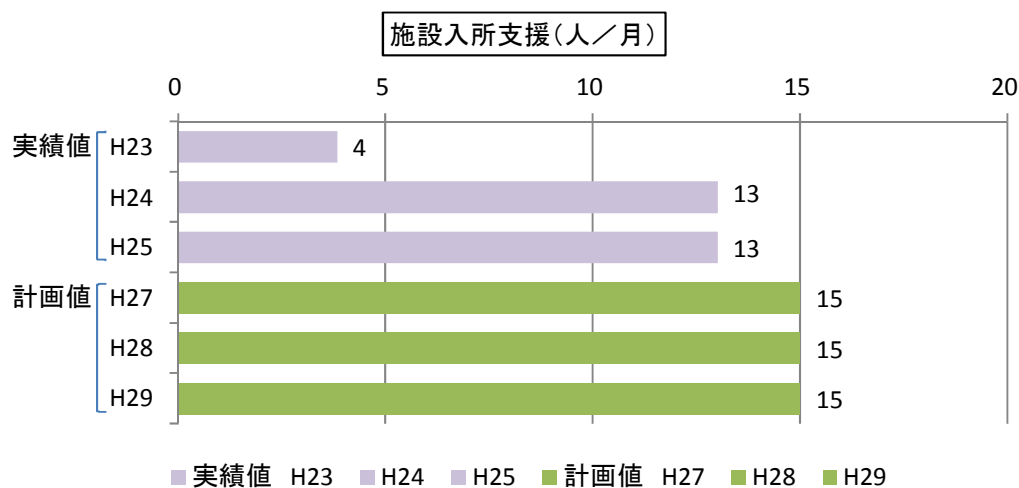
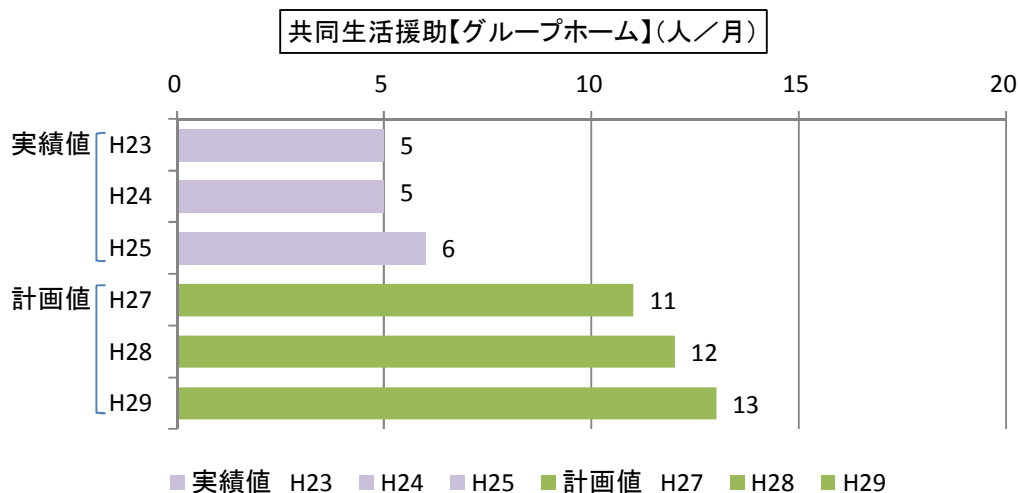
入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

【現 状】

| 居住系サービス | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|---------|-----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 4 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| 共同生活介護 | 人/月 | 5 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 15 | 4 | 8 | 13 | 8 | 13 |

【見 込】

| 居住系サービス | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|-----|----------|----------|----------|
| 共同生活援助 | 人/月 | 11 | 12 | 13 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 15 | 15 | 15 |



【居住系サービス見込量確保のための方策】

- グループホームは、障がいのある人の地域での生活の場として整備を進めるため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報の提供などを積極的に行い、事業者の参入を促進するとともに、空き家支援などの活用を検討していきます。
- 施設入所支援については、障害支援区分認定に基づき、入所が必要な人を的確に把握しながら、県や他市町村と連携して、必要定員を確保していきます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者及び障がい福祉サービスを利用するすべての障がい児に対し、自立した生活を支え、障がい者及び障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめこまやかなケアマネジメントを行うサービスです。

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が地域へ移行する場合、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービスです。

③ 地域定着支援

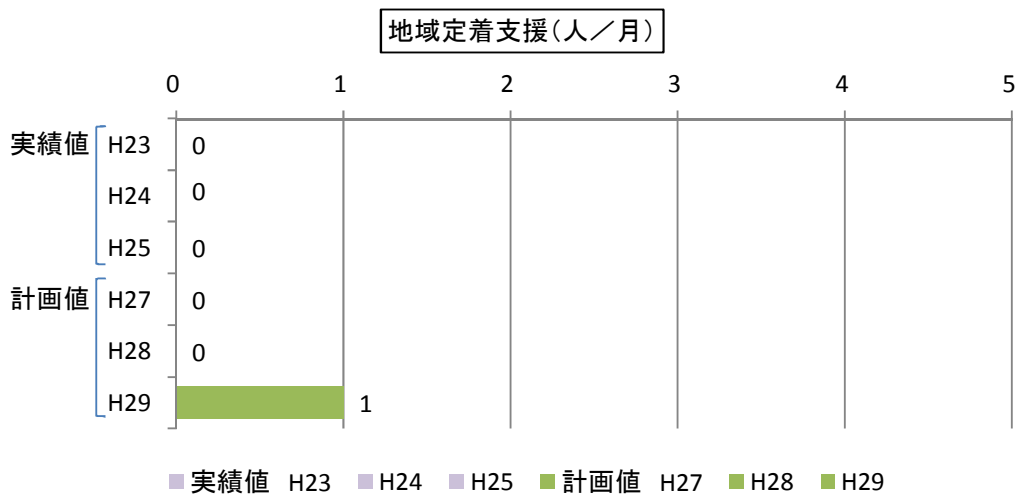
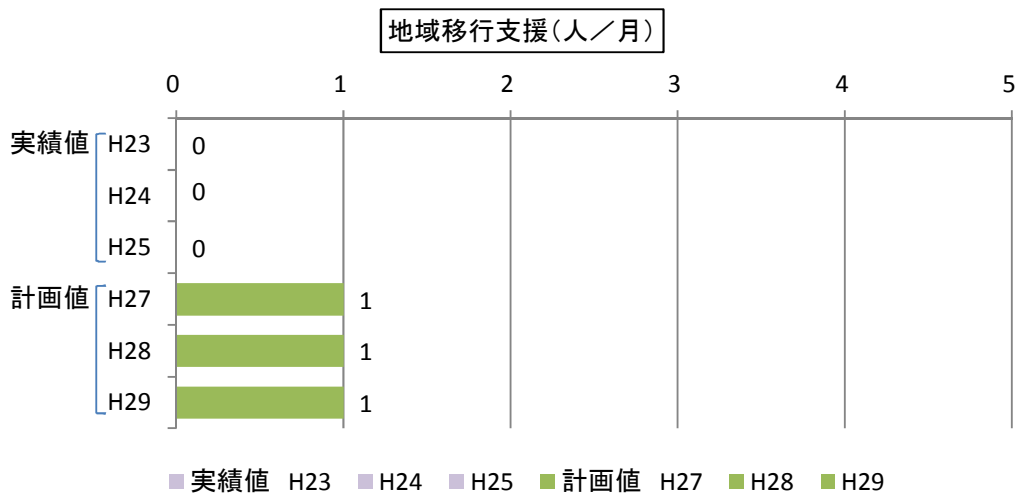
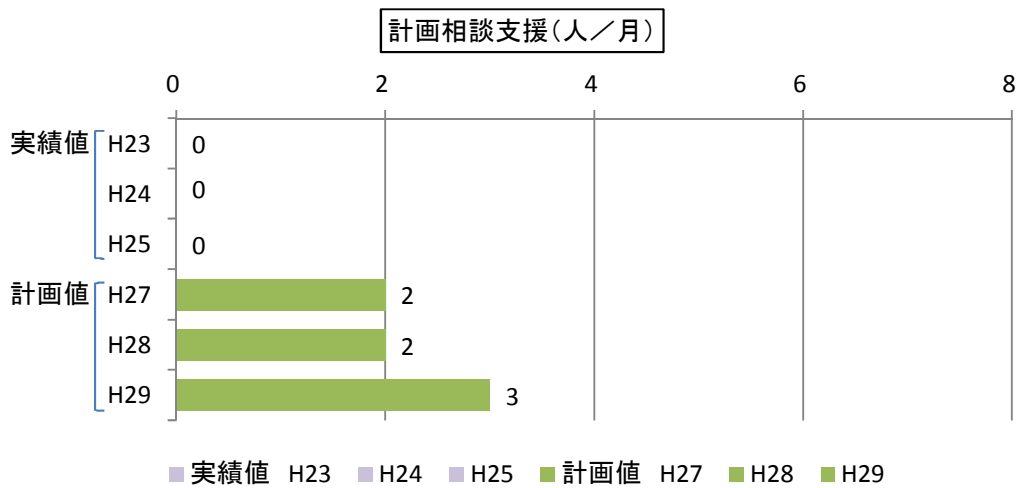
居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行うサービスです。

【現 状】

| 相談支援 | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|--------|-----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

【見 込】

| 相談支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|-----|----------|----------|----------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 2 | 2 | 3 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0 | 0 | 1 |



4 地域生活支援事業の見込みと確保策

(1) 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援するサービスです。

【現 状】

| 相談支援 | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|-----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 障害者相談支援事業 | か所 | | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 自立支援協議会 | か所 | | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

【見 込】

| 相談支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|----|----------|----------|----------|
| 障害者相談支援事業 | か所 | 1 | 1 | 1 |
| 自立支援協議会 | か所 | 1 | 1 | 1 |

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、視覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的としたサービスです。

【現 状】

| 相談支援 | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|------------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 手話通訳者等設置事業 | 件 | | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |

【見 込】

| 相談支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|----|----------|----------|----------|
| 手話通訳者等設置事業 | 件 | 1 | 1 | 1 |

(3) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的としたサービスです。

【現 状】

| 相談支援 | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|-----------------------|----|----------|----|----------|-----|----------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 介護・訓練支援用具 | 件 | | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 |
| 自立生活支援用具 | 件 | | 1 | 2 | 0 | 2 | 4 |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | | 0 | 5 | 1 | 5 | 3 |
| 排せつ管理支援用具 | 件 | | 66 | 100 | 122 | 110 | 157 |
| 居住生活動作補助用具 (住宅改修費) | 件 | | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 |

【見 込】

| 相談支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------|----|----------|----------|----------|
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 3 | 3 | 4 |
| 自立生活支援用具 | 件 | 5 | 5 | 6 |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 1 | 1 | 1 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 3 | 3 | 4 |
| 排せつ管理支援用具 | 件 | 160 | 170 | 180 |
| 居住生活動作補助用具 (住宅改修費) | 件 | 2 | 2 | 2 |

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とするサービスです。

【現 状】

| 相談支援 | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|------|----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 移動支援 | 人 | | 170 | 900 | 182 | 950 | 170 |

【見 込】

| 相談支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|----|----------|----------|----------|
| 移動支援 | 人 | 185 | 190 | 195 |

(5) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。

地域活動支援センターは、基礎的事業として国の基準に定められたもののほか、その事業内容等によりⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型の3つの類型に分類されます。

本町ではⅡ型を中心に事業を進めます。

| 種類 | 内容 |
|----------------|--|
| 地域活動支援センターⅠ型事業 | 基礎的事業に加え、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施します。 |
| 地域活動支援センターⅡ型事業 | 基礎的事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 |
| 地域活動支援センターⅢ型事業 | 基礎的事業に加え、通所による小規模な作業所の運営を行うものとします。 |

【現 状】

| 相談支援 | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|-----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| Ⅱ型実施見込箇所数 | か所 | | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| Ⅱ型利用見込者数 | 人/月 | | 170 | 180 | 182 | 185 | 170 |

【見 込】

| 相談支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|-----|----------|----------|----------|
| Ⅱ型実施見込箇所数 | か所 | 2 | 2 | 2 |
| Ⅱ型利用見込者数 | 人/月 | 185 | 190 | 195 |

5 障害児支援

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

② 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

③ 保育所等訪問支援

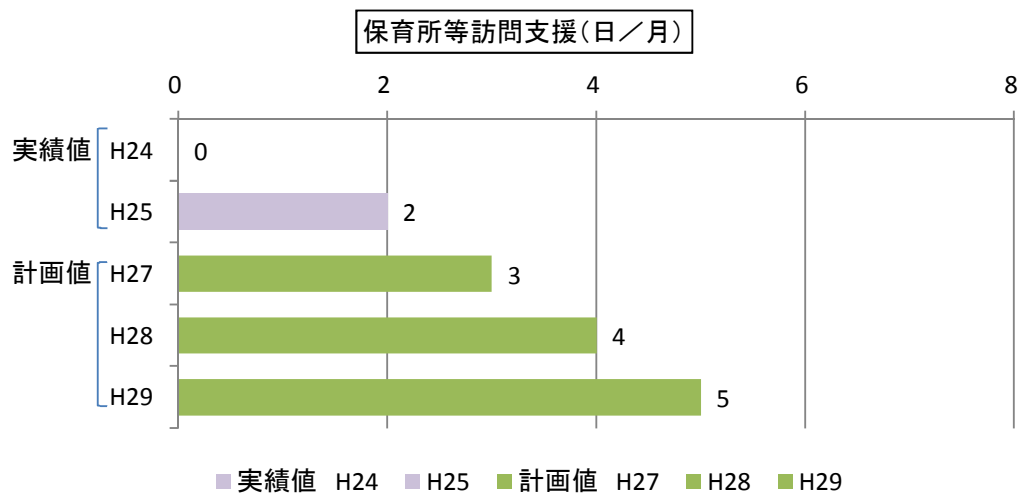
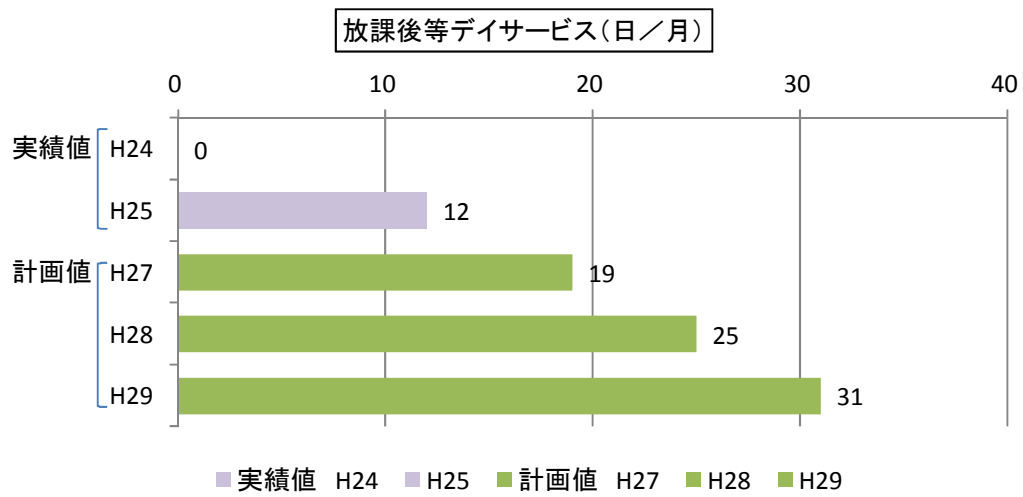
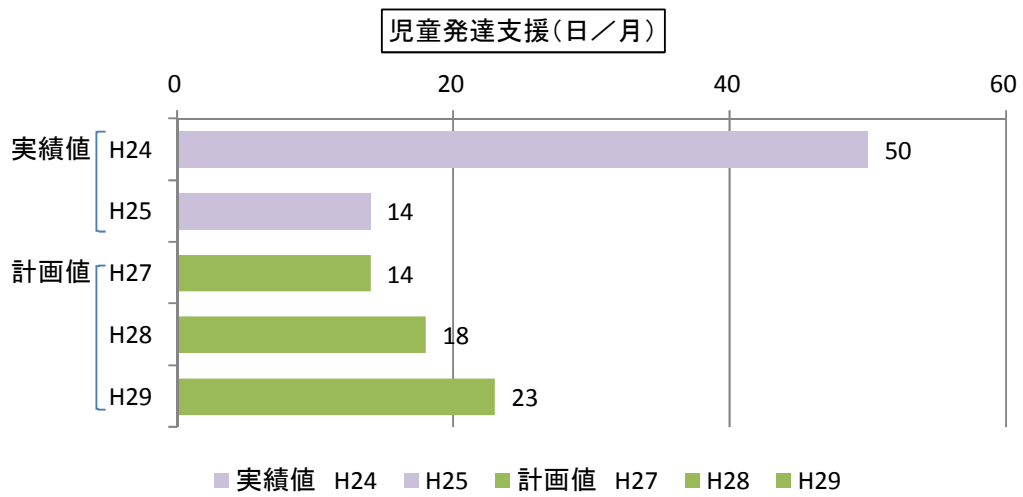
障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

【現 状】

| 障害児通所支援 | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|------------|-------------|----------|----|----------|---------|----------|---------|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 児童発達支援 | 人日/月 人/月 | - | - | - | 50 4 | - | 14 3 |
| 放課後等デイサービス | 人日/月 人/月 | - | - | - | 0 0 | - | 12 2 |
| 保育所等訪問支援 | 人日/月 人/月 | - | - | - | 0 0 | - | 2 2 |

【見 込】

| 障害児通所支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------|-------------|----------|----------|----------|
| 児童発達支援 | 人日/月 人/月 | 14 3 | 18 4 | 23 5 |
| 放課後等デイサービス | 人日/月 人/月 | 19 3 | 25 4 | 31 5 |
| 保育所等訪問支援 | 人日/月 人/月 | 3 3 | 4 4 | 5 5 |



(2) 障害児相談支援

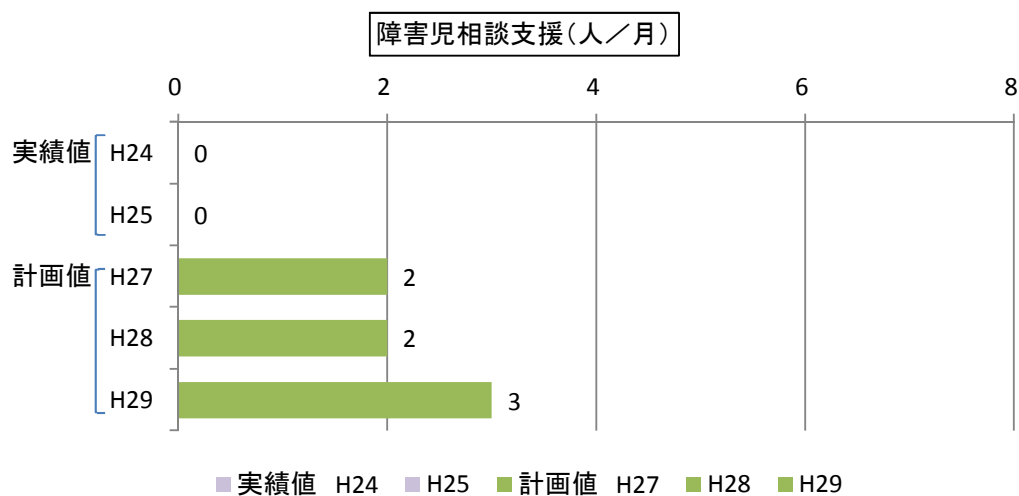
障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

【現 状】

| 障害児相談支援 | 単位 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | |
|---------|-----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 利用児数 | 人/月 | - | - | - | 0 | - | 0 |

【見 込】

| 障害児相談支援 | 単位 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|-----|----------|----------|----------|
| 利用児数 | 人/月 | 2 | 2 | 3 |



參考資料

参考資料 1 知名町障害者福祉計画策定委員会設置要綱旨

知名町障害者福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定めた。

平成 24 年 1 月 6 日

知名町長 平 安 正 盛

知名町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 知名町障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）の策定にあたり、保健・医療・福祉関係者等の意見を反映させ、障害者福祉対策を積極的に推進するため、知名町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 8 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 保健医療団体
- (4) 障害者団体
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他、事業を推進するため町長が適当と認めた者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、障害者福祉計画策定が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事業に重点をおいて調査審議し、障害者の福祉対策の推進計画を策定する。

- (1) 障害を持つ人等の日常生活、緊急時等の支援体制の整備に関すること。
- (2) 生活環境の点検とその改善に関すること。
- (3) 町民への啓発普及に関すること。
- (4) その他、障害を持つ人等のための地域づくりに必要な事業に関すること。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が召集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛同を得て議決し、可否同数の時は、議長の決定による。

(事務局)

第 7 条 委員会は、保健福祉課において所掌する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

参考資料2 知名町障害者福祉計画策定委員

知名町障害者福祉計画策定委員会委員

| 番号 | 氏名 | 所属機関等 | 任期 | 備考 |
|-----|--------|-----------------|-----------|------------|
| 1 | 名間 武忠 | 議会総務文教常任委員会 | ~H27.3.31 | 委員長 |
| 2 | 今栄 徳武 | 民生委員・児童委員協議会 | 〃 | 会長 |
| 3 | 亘 富徳 | 身体障害者福祉協会 | 〃 | 会長 |
| 4 | 吉田 文雄 | 精神障害者喜生の会 | 〃 | 会長 |
| 5 | 田畑 圭二郎 | NPO法人いなか（ひまわり苑） | 〃 | ひまわり苑支援員 |
| 6 | 城釜 幸枝 | 社会福祉協議会 | 〃 | 障害サービス支援員 |
| 7 | 南 明子 | 下平川小学校 | 〃 | 特別支援学級担任 |
| 8 | 藤野 京子 | 沖永良部徳洲会病院 | 〃 | ケースワーカー |
| 事務局 | 田宮 光孝 | 保健福祉課 課長 | | |
| | 成美 保昭 | 保健福祉課 課長補佐 | | 障害全般(精神以外) |
| | 松岡 親子 | 地域包括支援センター長 | | |
| | 中村 里佐子 | 保健センター長 | | |
| | 根元 幸治 | 地域包括支援センター | | 社会福祉士 |
| | 山崎 幸恵 | 保健センター 保健師 | | 療育 |
| | 久保 朋寛 | 保健福祉課 主事補 | | 精神保健 |
| | 伊窪 裕美 | 保健福祉課 臨時 | | 障害（相談支援） |